

令和5年11月30日 開 会

令和5年12月19日 閉 会

令和5年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目

次

11月30日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	6
○開　　会（午前10時00分）	7
○日程第1　会議録署名議員の指名について	7
○日程第2　会期の決定について	7
○日程第3　諸般の報告について	7
○日程第4　議第70号から日程第11　議第77号まで	8
林市長提案説明	8
○日程第12　質　　疑	10
○日程第13　討　　論	11
○日程第14　採　　決	11
○日程第15　議第78号から日程第27　議第90号まで	13
林市長提案説明	13
○散　　会（午前10時37分）	17

12月6日（水曜日）第2号

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	20
○出席議員	22
○欠席議員	22
○説明のため出席した者の職氏名	22
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	23
○開　　議（午前10時00分）	24
○日程第1　議第91号から日程第4　議第94号まで	24
林市長提案説明	24

○日程第5 質 疑（議第78号から議第94号まで）	25
10番 福井一徳議員質疑	25
谷村理事兼総務課長答弁	26
10番 福井一徳議員質疑	27
谷村理事兼総務課長答弁	28
10番 福井一徳議員質疑	28
山田子育て支援課長答弁	29
10番 福井一徳議員発言	29
○日程第6 委員会付託（議第78号から議第94号まで）	30
○散 会（午前10時22分）	30

12月14日（木曜日）第3号

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	32
○開 議（午前10時00分）	33
○日程第1 一般質問	33
1. 10番 福井一徳議員質問	33
(1) 伊自良地区への大規模養鶏場の進出について	33
福井農林畜産課長答弁	33
福井一徳議員質問	35
福井農林畜産課長答弁	36
福井一徳議員発言	36
(2) 給食費無償化につづく、給食への有機米の導入について	37
服部教育長答弁	38
福井農林畜産課長答弁	38
福井一徳議員質問	39
林市長答弁	42
福井一徳議員質問	43

○休 憩（午前10時37分）	43
○再 開（午前10時38分）	43
林市長答弁	43
福井一徳議員発言	44
（3）シルバー人材センターの現状と課題、補助金のあり方について	44
岩田福祉課長答弁	45
○休 憩（午前10時46分）	46
○再 開（午前10時59分）	46
2. 3番 奥田真也議員質問	46
（1）教員の負担軽減について	46
服部教育長答弁	47
山田子育て支援課長答弁	47
奥田真也議員質問	48
服部教育長答弁	48
奥田真也議員発言	49
（2）公共交通の今後について	49
丹羽企画財政課長答弁	50
奥田真也議員質問	51
丹羽企画財政課長答弁	52
奥田真也議員発言	53
（3）フレイル予防講座について	53
森健康介護課長答弁	54
奥田真也議員質問	54
森健康介護課長答弁	55
奥田真也議員発言	55
3. 8番 郷 明夫議員質問	55
（1）「小中学校等の屋外トイレの洋式化」について	55
藤根生涯学習課長答弁	57
郷 明夫議員質問	57
藤根生涯学習課長答弁	58
郷 明夫議員発言	58
○休 憩（午前11時47分）	58

○再	開（午後1時00分）	58
4.	2番 田中辰典議員質問	58
	（1）公共交通について	58
	丹羽企画財政課長答弁	59
	田中辰典議員質問	59
	丹羽企画財政課長答弁	60
	田中辰典議員発言	60
	（2）がん検診について	60
	森健康介護課長答弁	61
	田中辰典議員発言	61
5.	5番 加藤裕章議員質問	62
	（1）環境教育の推進について	62
	服部教育長答弁	62
	加藤裕章議員質問	63
	服部教育長答弁	64
	加藤裕章議員発言	65
	（2）脱炭素社会の実現に向けて	65
	服部市民環境課長答弁	66
	加藤裕章議員質問	67
	林市長答弁	69
6.	9番 操 知子議員質問	69
	（1）クマによる人身被害の防止について	69
	福井農林畜産課長答弁	70
	操 知子議員質問	71
	福井農林畜産課長答弁	72
○休	憩（午後1時50分）	72
○再	開（午後2時05分）	72
7.	7番 加藤義信議員質問	72
	（1）市営住宅入居に関する保証人規定について	72
	棚橋建設課長答弁	73
	加藤義信議員質問	74
	棚橋建設課長答弁	75

加藤義信議員発言	75
(2) 森林整備について	75
福井農林畜産課長答弁	76
加藤義信議員質問	77
福井農林畜産課長答弁	78
加藤義信議員質問	79
福井農林畜産課長答弁	79
○散 会 (午後2時32分)	80

12月15日 (金曜日) 第4号

○議事日程	81
○本日の会議に付した事件	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○説明のため出席した者の職氏名	81
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	82
○開 議 (午前10時00分)	83
○日程第1 一般質問	83
8. 1番 松久 茂議員質問	83
(1) 線状降水帯等による豪雨災害対策について	83
谷村理事兼総務課長答弁	84
棚橋建設課長答弁	86
松久 茂議員発言	87
9. 6番 古川雅一議員質問	87
(1) 中学生の服装について	87
服部教育長答弁	88
10. 4番 清流会・代表質問 寺町祥江議員質問	89
(1) 令和6年度予算に向けて	89
林市長答弁	90
寺町祥江議員質問	92
林市長答弁	93
○休 憩 (午前10時43分)	94

○再 開（午前10時44分）	94
○散 会（午前10時44分）	94

12月19日（火曜日）第5号

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	98
○出席議員	101
○欠席議員	101
○説明のため出席した者の職氏名	101
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	102
○開 議（午前10時00分）	103
○日程第1 常任委員会委員長報告について	103
○日程第2 委員長報告に対する質疑について	104
○日程第3 討 論（議第78号から議第94号まで）	104
10番 福井一徳議員反対討論	104
○日程第4 採 決（議第78号から議第94号まで）	107
○日程第5 発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について	111
田中辰典総務産業建設委員会委員長趣旨説明	111
○日程第6 質 疑	112
○日程第7 討 論	112
○日程第8 採 決	113
○日程第9 議員の派遣について	113
○閉 会（午前10時31分）	113
○会議録署名者	113

令和5年11月30日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第1号 11月30日（木曜日）

○議事日程 第1号 令和5年11月30日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第70号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第5 議第71号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第6 議第72号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第7 議第73号 令 和 5 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ）
- 日程第8 議第74号 令 和 5 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 日程第9 議第75号 令 和 5 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 日程第10 議第76号 令 和 5 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 日程第11 議第77号 令 和 5 年 度 山 県 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 日程第12 質 疑
- 議第70号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第71号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第72号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第73号 令 和 5 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ）
- 議第74号 令 和 5 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第75号 令 和 5 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第76号 令 和 5 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第77号 令 和 5 年 度 山 県 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 日程第13 討 論
- 議第70号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

	議第71号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第72号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第73号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第6号）
	議第74号	令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第75号	令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第77号	令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	採 決	
	議第70号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第72号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第73号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第6号）
	議第74号	令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第75号	令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第77号	令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議第78号	山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
日程第16	議第79号	山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第17	議第80号	山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
日程第18	議第81号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19	議第82号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第83号	山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第84号	山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第85号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）

日程第23	議第86号	令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議第87号	令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議第88号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26	議第89号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第27	議第90号	工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	諸般の報告について	
日程第4	議第70号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議第71号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議第72号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議第73号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第6号）
日程第8	議第74号	令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議第75号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議第76号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議第77号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12	質 疑	
	議第70号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第72号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第73号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第74号	令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第75号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第77号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13	討 論	

	議第70号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第72号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第73号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第74号	令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第75号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第77号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	採 決	
	議第70号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第72号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第73号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第74号	令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第75号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第77号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議第78号	山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
日程第16	議第79号	山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第17	議第80号	山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
日程第18	議第81号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19	議第82号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第83号	山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第84号	山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例について

日程第22	議第85号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
日程第23	議第86号	令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議第87号	令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議第88号	令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26	議第89号	令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第27	議第90号	工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	森川勝介君
生涯学習課 長	藤根勝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 棚 橋 純 次 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開会

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和5年山口市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山崎 通君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番 郷明夫君、9番 操 知子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（山崎 通君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月19日までの20日間とし、12月1日から5日まで、7日から13日まで及び16日から18日までを休会にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日11月30日から12月19日までの20日間とし、12月1日から5日まで、7日から13日まで及び16日から18日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年9月から10月までに実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

10月16日、岐阜市において、令和5年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開会され、令和4年度決算の議案を審議し、原案のとおり認定されました。

その他、活動報告のとおりです。

以上をもちまして、諸般の報告について終わります。

日程第4 議第70号から日程第11 議第77号まで

○議長（山崎 通君） 日程第4、議第70号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第71号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第73号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第6号）、日程第8、議第74号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議第75号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議第76号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第11、議第77号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上8議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、師走を控え、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

〔傍聴記者カメラ撮影〕

○議長（山崎 通君） カメラはいいとは言っていないよ。

カメラがいいとは言っていないよ。

市長、続けてください。

○市長（林 宏優君） まず初めに、本市職員が昨日、官製談合防止法違反などの容疑で逮捕されたことにつきまして、市民の皆様、市議会議員をはじめ、関係機関、関係者の皆様には大変なる御迷惑、御心配をおかけし、また、信頼を損ねましたことを改めて深くおわび申し上げます。

今後の捜査には全面的に協力させていただくことはもちろん、私が先頭に立ちまして、全職員一丸となって信頼の回復に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今年も残すところあと1か月余りとなりました。この1年を振り返ってみますと、ウクライナ情勢等、その先行きの不確実性が世界経済の見通しの不確実性につながり、原油、原材料等高騰による物価高騰などの市民生活への影響や、5類へ移行後も依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続いているなど、先の見通せない状況の中、市民

の生命、生活、雇用、事業を守り抜くための対策を講じてきた1年でもございました。

本市は、平成15年4月1日の市制施行後、令和5年4月1日に市制施行20年を迎えました。この節目となる本年度、30を超える記念事業等を計画し、市民協働で開催してまいりました。

最近開催いたしました記念事業では、11月5日に四国山香りの森公園にて山縣市レクリエーションフェスティバル2023を、11月18、19日の2日間にわたりまして、花咲きホールでは花咲きフェスティバルを、また、19日には、大桑の椿野にてやまがた秋のウォーキングイベントをそれぞれ開催し、様々な催しを楽しんでいただけたかと思えます。

そして来る12月2日には、ハタチの山縣市記念式典を市総合体育館にて開催いたします。式典では、本市が誕生して20年の節目を迎え、郷土の先人の偉業を後世に伝え、その業績を広く市民に公開し、ふるさと山縣市に対する市民の理解をより深いものとするため、郷土の先人の顕彰を行います。午後からはギネス世界記録に挑戦ということで、最も長い紙鉄砲リレーに挑戦する予定でございます。約350名ほどの参加者が順に紙鉄砲を鳴らしていき、音を鳴らすことに成功した人数によるギネス認定を目指します。紙鉄砲を鳴らすことによって市制20周年をお祝いするとともに、市民の皆様と力を合わせギネス記録に挑戦する、まさに記憶と記録に残るギネス記録の挑戦としたいと思えます。

また、翌日3日には、笑いによって心も体も健康になることを目指して、健康づくりを推進する事業の一環として、冬のお笑いフェスティバルを、美山中央公民館にて開催いたします。漫才ワークショップ受講者による漫才の発表会と吉本興業所属お笑い芸人6組によりますスペシャルお笑いライブが行われる予定でございます。観覧者の方にはぜひおなかの底からたくさん笑っていただきますよう、また、元気になって帰っていただけたらと思えます。

市制20周年という節目を迎え、今後も地域経済の維持、再生を図る一方で、地域の魅力を最大限に創出し、関係人口の増大と、誰もが訪れてみたい、住んでみたい、持続可能な魅力ある地域づくりに向け、全力を傾注してまいりたいと考えております。依然として厳しい状況のさなかではございますが、引き続き緊張感を持って、全庁一丸となり対応してまいりますので、議員各位におかれましても、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

最初に、資料ナンバー1の条例案件3件について御説明申し上げます。

資料ナンバー1の1ページをお願いします。

議第70号 山縣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例につきましては、国に準じて山口市職員の給与に関する条例の一部を改正するため、山口市議会議員の期末手当においても同様の支給率分を引き上げる改正を行うものでございます。

次に3ページ、議第71号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様の趣旨による改正でございます。

次に5ページ、議第72号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国に準じて、初任給をはじめ若年層に重点を置いた俸給月額の上上げ、期末手当及び勤勉手当の支給率の上上げを行うものでございます。

次に、資料ナンバー3の補正予算案件5件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー3、議第73号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第6号）は、議会議員、常勤の特別職職員、一般職職員の期末勤勉手当等の上上げ、職員の給与改定等、人件費に係る補正予算でございます。

37ページの議第74号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）、47ページの議第75号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、59ページの議第76号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）及び71ページの議第77号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）の補正予算でございますが、これらも全て職員の期末勤勉手当の上上げ等、人件費に係る補正でございます。

以上、御説明を申し上げました条例3案件と補正予算5案件につきましては、基準日が12月1日現在である期末勤勉手当の本年12月支給分から適用させるため、本日での議決をお願いしようとするものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第12 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第12、質疑。

ただいまの市長提出議案、議第70号から議第77号までの8議案に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、議第70号から議第77号までの8議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第77号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。したがって、議第70号から議第77号までの8議案は、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第13 討論

○議長（山崎 通君） 日程第13、討論。

これより議第70号から議第77号までの8議案の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第14 採決

○議長（山崎 通君） 日程第14、採決。

ただいまから、議第70号から議第77号までの8議案の採決を行います。

議第70号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第71号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第72号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第73号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第74号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第75号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第76号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第77号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すること

に決定されました。

日程第15 議第78号から日程第27 議第90号まで

- 議長（山崎 通君） 日程第15、議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、日程第16、議第79号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第80号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、日程第18、議第81号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第82号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第83号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第84号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第85号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第7号）、日程第23、議第86号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第24、議第87号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第25、議第88号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第26、議第89号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第27、議第90号 工事請負契約の締結について、以上13議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 先ほど上程されました8議案につきまして、適切なる御決定をいただき、ありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明をいたします。

ただいま上程いたしました議案は、条例案件7件、補正予算案件5件、その他案件1件でございます。

資料ナンバー1の10ページをお願いいたします。

資料ナンバー1、10ページ、議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきましては、市の条例及び規則に規定する行政手続等について、円滑かつ効率的にオンライン化を進めるため、この条例を制定するものでございます。

次に16ページ、議第79号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、条例中で地方自治法を引用している条にずれが生じることに伴いまして改正するものでございます。

次に17ページ、議第80号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例につつま

しては、公務の効率的運営を確保するため、民間人材の公務に有用で専門的な知識経験等を有する者、また、一時的に人員が必要となった場合、任期つきで職員を採用するため、条例を制定するものでございます。

次に22ページ、議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令の一部が改正されたことに伴い、引用等に関する所要の改正を行うものでございます。

次に24ページ、議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業について、こども家庭庁の通知により放課後児童支援員の資格要件が条件緩和されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に25ページ、議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部が改正され、本法律の引用条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に26ページ、議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、簡易水道事業が令和6年4月1日から地方公営企業法の規定を全部適用することに伴い改正するものでございます。

続いて、資料ナンバー4の補正予算案件5件について御説明をいたします。

資料ナンバー4をお願いします。

議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）は、9,722万円を追加し、予算の総額を153億509万6,000円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

10ページの総務費425万1,000円は、2024年問題などの要因から起こる公共交通分野の人手不足などに対応するため、必要となる車両を購入しようとするものでございます。財源は過疎債の借入れを予定しています。

民生費に入りまして、介護保険特別会計の繰出金96万6,000円、福祉医療費2,547万2,000円は、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行などから医療機関への受診が増加したことなどによるもので、県補助金を2分の1計上しております。

11ページ、障がい者自立支援事業の扶助費800万円は、利用者増加により実績見込みによるもので、給付審査支払いシステム改修の33万円は、報酬改定に対応するため追加するもので、財源は扶助費、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1計上し、システ

ム改修は国庫補助金を2分の1計上いたしております。

保健福祉ふれあいセンター改修工事1,882万2,000円は、建築資材価格の高騰等による経費の増加に対応するため事業費を増額するもので、財源は合併特例債を予定いたしております。

次の施設型給付費等負担金1,723万9,000円は、認定こども園の教育部分と早期入所等の入所者数が増えたことによるもので、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1を計上いたしております。

12ページにわたりますが、昨年度実績に伴う精算返還金として、子ども子育て支援制度に係る交付金の735万4,000円、子育て世帯生活支援特別給付金360万円を追加しております。

生活保護費700万円は高額医療費の増加により追加するもので、国庫負担金を4分の3計上いたしております。

次に衛生費に入りまして、13ページにわたります予防費72万3,000円と母子保健費の27万5,000円は、昨年度実績に伴う精算返還金で、犬猫等収集処理委託料116万8,000円は、公道などにおいて事故等で死亡した動物の処理頭数が増加したことによる増額によるものでございます。

クリーンセンター長期契約事業者選定支援業務委託料572万円は、クリーンセンターの次期長期包括契約を見据え、長期契約事業者選定に係る支援を受けるため追加するものでございます。

次に14ページ、農林水産業費185万円と下段の土木費の185万円の減額は、下水道事業会計補助金の集排分と公共下水道分で、下水道事業の企業債借入れに伴い、一般会計からの補助金を減額するものでございます。

中段の道路新設改良費は、地方債の組替えによる財源更正でございます。

8ページの歳入にお戻りください。

8ページをお願いします。

歳入につきましては歳出補正に連動したもので、不足する財源につきましては財政調整基金を6,306万8,000円繰り入れることといたしております。

次に4ページをお願いします。

4ページの第2表繰越明許費補正につきましては、公共交通用車両購入事業、クリーンセンター長期契約事業者選定支援業務、市道02011号線道路改良事業（西深瀬農免道路）、青波地内橋梁（無名橋）改修事業、市道14009号線道路改良工事負担金、山県消防署車庫改修事業は、適正工期を確保するなどの理由によりまして設定するものでござい

ます。

下段の変更は、今般の補正に伴いまして保健福祉ふれあいセンター改修事業の繰越額を増額変更するものでございます。

5ページに移りまして、第3表地方債補正につきましては、新たに発行することとした事業を追加し、下段の変更は、事業費の増額や地方債の組替えにより借入限度額を変更するものでございます。

17ページをお願いします。

17ページ、議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、225万1,000円を追加し、予算の総額を33億460万7,000円にしようとするものでございます。

内容としましては、国民健康保険制度改正に伴う業務システムの改修と昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

25ページをお願いします。

25ページ、議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）は193万1,000円を追加し、予算の総額を32億9,118万8,000円にしようとするもので、内容は介護保険制度改正に伴う業務システムの改修でございます。

33ページをお願いします。

33ページ、議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）は、予算第3条に定めた収益的支出に3,681万円を追加するほか、債務負担行為を設定するものでございます。内容としましては、不足が見込まれる修繕費・路面復旧費を増額するものでございます。

債務負担行為の設定につきましては、工事発注の平準化を図るため、来年度に予定しております当該工事を年度内に発注できるよう追加するものでございます。

次に41ページをお願いします。

41ページ、議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）は、予算第3条に定めた収益的支出から370万円を減額するほか、企業債の借入れを設定するものでございます。内容としましては、企業債借入れに伴い、その相当額を一般会計からの補助金を減額するものでございます。

以上で補正予算に関する説明を終わります。

次に、29ページをお願いします。

議第90号 工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

より議会の議決を求めるものでございます。

(仮称) 北部地域コミュニティセンター建築工事の入札につきましては、指名競争入札として7社が入札に参加し、11月6日に入札を執行した結果、最低価格入札者である梅田建設株式会社と11月10日に仮契約を2億8,520万8,000円で締結いたしましたので、議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(山崎 通君) 御苦労さまでした。

○議長(山崎 通君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月6日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時37分散会

令和5年12月6日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 12月6日（水曜日）

-
- 議事日程 第2号 令和5年12月6日
- 日程第1 議第91号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第2 議第92号 山 県 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第3 議第93号 令 和 5 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 8 号 ）
- 日程第4 議第94号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 契 約 の 締 結 に つ い て
- 日程第5 質 疑
- 議第78号 山 県 市 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 に 関 す る 条 例 に つ い て
- 議第79号 山 県 市 監 査 委 員 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第80号 山 県 市 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 に つ い て
- 議第81号 山 県 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第82号 山 県 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第83号 山 県 市 空 家 等 対 策 協 議 会 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第84号 山 県 市 水 道 事 業 及 び 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第85号 令 和 5 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 7 号 ）
- 議第86号 令 和 5 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）
- 議第87号 令 和 5 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）
- 議第88号 令 和 5 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）
- 議第89号 令 和 5 年 度 山 県 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）
- 議第90号 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
- 議第91号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第92号 山 県 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第93号 令 和 5 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 8 号 ）
- 議第94号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 契 約 の 締 結 に つ い て

日程第6 委員会付託

- 議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 工事請負契約の締結について
- 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）
- 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第5 質 疑
- 議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

- 議第79号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 工事請負契約の締結について
- 議第91号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第93号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第8号）
- 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第6 委員会付託

- 議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 議第79号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例について

議第85号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
議第86号	令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第87号	令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第88号	令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
議第89号	令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
議第90号	工事請負契約の締結について
議第91号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第92号	山口市手数料条例の一部を改正する条例について
議第93号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）
議第94号	工事請負契約の変更契約の締結について

○出席議員（13名）

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護 課長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
水道課長	大西義彦君	建設課長	棚橋和夫君

まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉 君	会計管理者	浅 野 浩 昭 君
学校教育 課 長	森 川 勝 介 君	生涯学習 課 長	藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男 君	書 記	棚 橋 純 次 君
書 記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第91号から日程第4 議第94号まで

○議長（山崎 通君） 日程第1、議第91号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第2、議第92号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第3、議第93号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第8号）、日程第4、議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について、以上4議案について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー5を御覧ください。

資料ナンバー5の1ページ、議第91号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、出産するまたは出産した国民健康保険被保険者に係る保険税のうち、産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を免除するための所要の改正を行うものでございます。

続いて4ページをお願いします。

議第92号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに手数料を徴収する事務及び金額等を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー7の補正予算案件1件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー7をお願いします。

議第93号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に1億9,575万円を追加し、155億84万6,000円としようとするものでございます。本補正予算は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に盛り込まれた低所得者世帯に対する給付金事業で、さきに実施いたしました1世帯当たり3万円を給付した低所得世帯支援給付金給付事業の対象世帯に対し、今回、1世帯当たり7万円を追加し、合計で10万円を目安として支援を拡大するものでございます。

7ページをお願いします。

7ページ、歳出の内訳としましては、給付事務に係る経費といたしまして675万円の事務費と支援給付金1億8,900万円で、対象世帯数は2,700世帯を見込んでおります。財源といたしましては、全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上いたしております。

続いて、資料ナンバー5のその他案件について御説明申し上げます。

資料ナンバー5の10ページをお願いします。

議第94号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、令和4年第4回定例会において、議第111号議案により議決をいただきました美山支所及び山村開発センター解体工事について、新たな建物のため残置予定であった擁壁が土をとどめる機能を有しないことが判明し、それを撤去するための工事を追加したことによりまして請負金額を変更するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

日程第5 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第5、質疑。

市長提出議案、議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてから議第94号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの17議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、2点質疑を行いたいと思います。

議第80号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてということで、資料は1の17ページです。一般職の任期付職員という制度を山県市として取り入れる現時点での必要性和緊急性はどこにあるのか。

そして2点目には、従来の非正規雇用の職員を会計年度任用職員という全国的に統一した制度にして、さらに会計年度任用ではなく定年延長に伴う再任用職員もあり、今回の3年から長くて5年と言われている任期付職員制度を取り入れると、雇用形態の違う

職員が幾層にも生まれ、そのことが職場運営上うまくいくのか、この点について、内部でどのように検討されてきたのか。

それから第2条の1項に、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者と規定される特定任期付職員の給与表が21ページ、別表第7条関係として掲載されている。これによれば、1号給は456万、2号給が512万4,000、3号給が572万4,000、4号給が646万8,000、5号給が738万になる。期末手当が支給されれば、さらに100万から150万が追加をされる。このような雇用の想定になる人は、企業や地方公共団体などの定年者を想定しているのか、もしくは企業からの出向などが想定されているのか。

第7条の4項、5項にある特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には業績手当を支給できるとある。その額は、市の規則で定めるとある。顕著な業績の評価基準はどのような内容か、誰が評価を決定するのか。また、市の規則で額を決定するとなっているが、どの程度の金額を想定しているのか。

第10条では、任期付短期時間勤務職員には扶養手当、住居手当、通勤手当は適用しないと定められているが、任期付職員は適用されるのか。

続けていいですか。

○議長（山崎 通君） どちらでもよろしいです。

○10番（福井一徳君） 分かりました。じゃ、一旦ここで切って、すみません、質問します。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 福井議員の御質問にお答えします。

御質問の1点目、任期付職員の必要性和緊急性についてでございますが、行政の高度化、多様化など複雑化する行政課題に対応していくための専門的知識を有する職員も必要となっておりまして、多様な人材確保のために制度化をするものでございます。

2点目、雇用形態の違う職員が混在することによる職場運営上の課題等については、現在も正職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員が混在しており、会計年度任用職員については、さらにフルタイムもあれば短時間労働の場合もあります。さらには、職員の都合、例えば育児休業や病気休暇なども勘案し、人事異動や会計年度任用職員の配置などにより、組織を運営している現状でございます。任期付職員につきましても、今後任用した場合でもそんなに大勢の人数を予定はしておらず、人事行政上大きな影響はないものと考えております。

3点目、雇用の想定となる人についての御質問ですが、高度な専門的な知識、経験または優れた識見を有する者として議員御発言のような方も想定されますし、また、医師

や弁護士、公認会計士など資格を有する方なども想定されます。

また、第3条、第4条の規定によりまず一般任期付職員については、特別に高度な専門的識見や経験を求められるものではございませんので、御理解いただきたいと思ます。

4点目、業績評価の基準についてですが、任用の際に期待された業績に照らし、例えば数値目標などを著しく超える成果を得た場合や、予定よりも極めて短い期間で成果を得た場合などにおいて、所属長をはじめ、副市長及び市長により評価を決定する予定でございます。また、業績手当の額につきましては、給与月額の上限とし、決定する予定であります。

5点目、職員手当についての御質問ですが、特定任期付職員は、条件によりまして通勤手当のほか、期末手当、業績手当、管理職特別勤務手当などが支給可能でございます。一般任期付職員については、一般職の職員と同様、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外手当などが条件により支給されますが、中でも任期付短時間勤務職員につきましては、扶養手当、住居手当は支給されません。なお、議員御指摘の第10条の質問のときに、任期付短時間職員に扶養手当、住居手当、通勤手当は適用しないというふうに御質問があったと思ますが、第10条の規定によりまず給与条例の14条から15条の2まで及び第16条の2の規定についてということでの御質問だったと思ます。これは、扶養手当、住居手当、16条の2については単身赴任手当でございますので、通勤手当は支給されないという認識はちょっと誤認だと思ますので、御理解いただきたいと思ます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今答弁いただいた中で再質問したいと思んですが、1つは例えば弁護士とか医師とか、公認会計士というようなことを具体的な専門的な資格ということでは言われたんですけども、例えば顧問弁護士でも年間でいろんな枠で決めてあると思んですけど、特別にその事由に応じて、いわゆるお金を払っているいろいろやってもらうということも可能だと思んですけどね。だから、そういうことではなくて、任期付職員として例えばそういうのを採用するという必要があるかどうか。公認会計士もそうだと思んですけど、その点についてお伺いしたいのと、それから、先ほど職場運営上の関係でいえばそんなに多くないので、そう問題は出てこないというような形でした。ということは想定人数、ある程度想定されているかなというふうに思んですけど、実際にはどのぐらいのことを想定されてこういう制度をつくらうとされているか、その2

点についてお伺いします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

顧問弁護士や公認会計士など例を挙げさせていただいたわけですが、顧問弁護士などは顧問弁護士料、別で契約しておりますので、特に弁護士が必要な場合、顧問弁護士を任期付の職員として雇用するというつもりは特にはございませんが、特別必要な場合などについて、任期付で雇用をする可能性があるということでございます。

あと、人数については、そう多くないというふうに申し上げましたけれども、今、人数の想定はございません。例えば、今、育休で休んでおります職員もでございます。そういった方の復帰までの期間を、こういった任期付職員で賄うということも、この制度によって可能となりますので、そういったことも想定の中にはございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） まだ具体的に想定して云々ということではなくて、そういう状況があればいろいろ対応できるようにしたいというような形かなというふうに理解をしました。

職員の休業等々については短期的な形でフォローするというのはあり得るかなというふうに思いますが、そんな中身かと思えます。

続いて、次の質問に入ります。

議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてということで、子育て支援課長にお伺いします。

提案では、資格要件の緩和により、こども家庭庁からの指示による条例改正であるという説明でした。放課後児童支援員の安定確保のためというふうにあるんですけれども、1つは、安定確保ができない主たる理由が、従事するまでの当該研修を受けることが困難なのか。短時間勤務で給与も少なく、応募者がなかなか少ないというのはこの間の中で私は聞いているんですけれども、安定確保ができない主要な要因がどこにあるかというこの関係でいうと、現状の児童支援員の方の勤務時間とか給与実態がどうなっているかというあたりも含めてお尋ねをします。

2つ目は、当初の当該研修が従事することになった日から2年以内に緩和をされるということですけど、これ普通に見ると、最長2年も研修を延ばしていいような研修内容なのか。研修のカリキュラムについて中身をお尋ねしたいのと、当該研修を2年延ばしても放課後児童支援員に従事できるというふうに国が言っているんですけど、何ででき

るのかというあたりについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 福井議員の御質問にお答えします。

従事するまでに当該研修を受けることが困難なのかについてですが、放課後児童支援員認定資格研修を受講するためには、都道府県が実施します年に1度の県内3会場で開催され、受講申込み期限が7月末、研修は10月から12月にかけて開催されております。この受講機会を逃すと次年度に受講しなければならなくなるため、2年間延ばすことで受講機会を増やすための改正となります。

そして、現状の勤務時間と給与実態については、各クラブのリーダーとなる支援員は1日5時間、その他の支援員は通常時3時間、長期休業時は1日5時間ないし6時間で雇用しております。給与実態としましては、経験や勤務時間によって昇給等の実施や、国の動向に合わせたベースアップを行っております。

2点目ですが、研修のカリキュラムのほうにつきましては、放課後児童健全育成事業の基本的事項をはじめ、児童の発達理解、子供の遊び理解、安全対策等の16の講義がありまして、1講座90分、4日間の受講となります。

また、当該研修を2年延ばしても放課後児童支援員に従事できるのはなぜかについてでございますが、この支援員認定資格研修の受講資格者は、保育士資格、社会福祉士資格、教員免許の保持者や補助員として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方となっております。この方々は基本的な知識を備えているため、2年間延ばしても従事できるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 山口市ではどうしようもないことかなというふうに思ったんですけど、年に1回しかやらないこと自身が問題で、複数回やろうとかそういうのはなかったんでしょうかねというのは私の感想です。答弁は要りません。

いずれにしても、いろんな分野で実際に経験をして積んだという方が従事しているということであれば、あまりその資格の云々というのは、もう少しいろんな方法があるかなというふうに思いますが、状況についてはよく分かりましたので、以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（山崎 通君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてから議第94号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの17議案に対する質疑を終結いたします。

日程第6 委員会付託

○議長（山崎 通君） 日程第6、委員会付託。

議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてから議第94号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの17議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8日金曜日は総務産業建設委員会、11日月曜日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催します。14日木曜日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時22分散会

令和5年12月14日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和5年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月14日(木曜日)

○議事日程 第3号 令和5年12月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君(途中出席)
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	生涯学習 課長	藤根勝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 棚 橋 純 次 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） おはようございます。日本共産党の福井一徳です。

議長から御指名いただきましたので、3問一般質問を行いたいと思います。

まず、第1問目、伊自良地区への大規模養鶏場の進出についてお尋ねをします。

かねてから伊自良地区では、太陽光発電の拡充や耕作放棄地の増大が問題視されて、私は、太陽光発電の設置に関する山県市の条例制定について議会でも取り上げてきました。そんな中で、120万羽という大規模なウインドレス鶏舎の養鶏場が来るという話が出ています。

そこで、大規模養鶏場の進出状況について、以下の4点について農林畜産課長にお尋ねをいたします。

1点目、大規模養鶏場の伊自良地区への進出に関する、この間の経緯について。

2点目、進出希望の事業者の会社概要と進出に当たっての規模、環境対策の内容について。特に、山県市の養鶏場の現状と今回の規模、現行の事業者との競合問題の発生などについて。環境問題では、臭気対策、汚水対策、交通対応などについての詳しい内容について。

3点目、一部住民からは、地域住民に対する地元説明会が現在まで行われていないとの声がありますが、これは事実か。この間の伊自良地域の住民に対する説明会の開催状況、主催、回数、開催場所、人数、意見などについて、お尋ねをします。

4点目、伊佐美に最近、数年前できた養鶏場に関し、一部周辺住民から異臭に四六時中大変困っているとの指摘があると聞きました。もしそうならば、環境対策上問題であるが、それは、まず事実か。それから、市民からの苦情があるとしたら、市としてはどのような対応をしているか。農林畜産課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、大規模養鶏場の伊自良地区に関する、この間の経緯についてでございますが、令和4年9月15日に、事業計画者より洞田地区での養鶏場建設についての御相談をいただきました。また、令和4年10月26日には、事業計画者が関係団体を集め、計画概要の説明が実施されました。それ以降、2か月に1回程度、事業計画者より地元調査や関連企業との調整についての報告を受けております。

御質問の2点目、進出希望事業者の会社概要と進出に当たっての規模や競合問題、環境対策の内容についてでございますが、事業計画者は、もともと岐阜市にある会社でございますが、親会社は、県外に本社があり、普通鶏卵、高級鶏卵、医療用鶏卵の製造販売や鶏卵加工品の販売をされている会社でございます。

施設の計画規模につきましては、鶏舎が4棟で約1万2,000平方メートル、卵選別包装施設が1棟で約9,000平方メートル、鶏ふん処理施設が1棟で約5,000平方メートルの計画となっております。規模としましては、約120万羽が飼育可能な施設となっております。

なお、現在、山県市伊佐美地内で約15万羽の育成鶏を飼育している施設がございます。事業計画者以外では、現在養鶏を営んでいる方は7者お見えになり、合計約31万羽飼育されています。競合問題の発生については、不明でございます。

環境対策として、まず臭気対策としては、鶏舎はウインドレス鶏舎で湿度管理を行い、鶏ふんは、地下ベルトで堆肥舎に搬出され、微酸性電解水を噴霧するなどの近代的な臭気施設を装備し、岐阜県の環境基準以下となるような鶏舎を計画しております。排水は浄化槽を設置し、岐阜県の環境基準以下となるような鶏舎を計画しております。失礼いたしました。排水は浄化槽を設置し、国の基準以下とした上での排水予定となっております。

交通対策としては、1日当たり10台から20台のトラック通行が想定されますので、地元優先での通行はもちろん、これから想定し得る課題を事業計画者様と協議していくことになると考えております。

御質問の3点目、一部の住民は、地域住民に対する地域説明会が現在まで行われていないとの声があるが、これは事実か。この間の伊自良地域の住民に対する説明会の開催状況、主催、回数、開催場所、人数、意見などについてでございますが、主催である事業者からの報告によりますと、最初に、令和4年9月末に、洞田自治会長を通じ、会社概要や計画予定地、鶏舎建設計画図面などの資料にて、洞田自治会住民の方に回覧板にて報告されました。その後、令和4年12月15日に、洞田公民館にて班長10名に対し説明会を開催。令和5年1月29日には、洞田公民館にて地元住民の方に対し、午前の部22名、午後の部17名が参加された説明会を実施し、排水や臭いに関する質問があったとの報告

を受けております。

御質問の4点目、伊佐美に最近、数年前にできた養鶏場に関し、一部周辺住民から異臭に四六時中大変困っているとの指摘があると聞いたが、事実かどうか、また、市民からの苦情があるとしたら、市としてはどのような対応をしているかでございますが、令和4年度は、臭気に関する情報提供が2件ございました。職員は現地を確認し、その状況を事業者に伝え、後日、報告を受けたところ、臭気施設には問題はなく、場内の掃除をした際に発生した臭気であることが判明しました。事業者には業務内容及び臭気対策の徹底を指導いたしました。また、令和5年度におきましては、現在まで臭気に関する情報提供はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、答弁がされました。

去年の9月15日に、洞田地区に養鶏場を造りたいということで相談があつて、その他関係団体を含めた具体的な説明を進めているということでした。

地域の住民の関係では、9月の末にですか、洞田の自治会長を通じて計画の概要の説明等を行った後、班長会も開いて具体的な説明をし、地元では今年1月29日ですか、2回、39名ということですけど、住民の説明会を開いたということでした。

それで、会社の概要ですが、私も調べました。この本社、石川県の大手、名前は伏せますが、かなり大きく手広くやっているということでした。今の課長の報告によると、ざっと8,000坪近く、かなり大きなスペースでやろうということになっているということでした。

私は、現在、地元でも養鶏場が幾つかあるので、競合問題をちょっと心配しているんですが、今のところ状況は分からないということなので、今後、いろんな問題が出たときには、それぞれ市としての相談に乗ったりとか、いろんな対策が必要かなというふうに思います。

環境対策の問題では、実は、これを調べると、鶏の病、「鶏病研究会報」というのがあって、養鶏場における環境問題の現状と対策ということで詳細が載っていました。悪臭とか、粉じんとか、ハエとか、水質汚濁ということで、これをずっと読んでみますと、鶏舎の洗浄、消毒等々を含めて相当水質管理も大事だということで、今、浄化槽でやるというような報告がありましたが、こういう中身についても具体的に、中には条例で規制を上乗せしているとかというようなことも情報で載っていますので、そこら辺りは、今ずっと協議を進めているということですので、ぜひしっかり、そこら辺りはやってほし

いなというふうに思います。

それで、現状を受けて、同じ会社が伊佐美地区でやっているけれども、四六時中悪臭が漂って問題だというような声もありましたけれども、これ、私も現地に行って実際確認をしました。そうしたら、もうほとんど現場まで行かないと臭いはしない。今、インフルエンザで消毒されているので、少し開けて消毒していて、臭いがそこまで行くとは分かるということですけど、四六時中住民が困って云々ということは、実態としても、実際現場へ行ってみましたが、ほとんど問題はありませんでした。

今の答弁を聞いていて大事だというふうに思うのは、スタートに当たってはいろんな準備をすると思うんですけど、将来的にわたって長くやっぱり事業をやっていくという関係で言うと、いろんな問題が、10年後とか20年後、起き得る可能性があると思うんですよね。そういう意味で言うと、地域住民とか養鶏業者との間で、いろんな協定書とか確認書をきちっと交わしておくということだとか、自治会とか水利組合との協議をするとか。

その際に、私、大事だと思うのは、自治会任せにすると、相手は大きな会社なんですよ。一生懸命やられるとは思いますが、きちっとそういう問題を解決するという意味では、私は、市がちゃんと間に入って、そういう協定書だとか、それから、協議の場を設定するというようなことをあらかじめ確認しておくことが必要だと思うんですが、その点について農林畜産課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

地元との取り交わし、明文化したらいかがという御質問だったと思います。

覚書を地元の自治会と、あと事業計画者様で、令和5年の9月に覚書の取り交わしをされたと聞いております。その際には、取り交わしを行われる前に、地元の方と自治会の方ですけども、市役所にも御相談にお見えになられて、行政としての見解を申し上げたという経緯がございました。

それで、今後、この事業者様が供用を開始される前に協定書のほうも取り交わされると聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 覚書とか協定書については結ぶという話でしたので、その中身についても市に相談しながらということでした。

それで、これは再質問ではありませんけれども、この中身に関わって、将来的にもト

ラブルが起こったときには、行政がきちっと中に入ってやるというようなことなんかをきちんとやっぱり確認して進めてほしいというふうに思います。

そのことをお願いして、1点目の質問については終わりたいと思います。

2点目、給食無償化に続いて、給食への有機米の導入についてお尋ねをします。

先日、11月26日日曜日に「NHKスペシャル」というのをやっています、シリーズ食の防衛線、1と2があるんですが、自給率38%、日本の危機、主食米が非常事態、農家激減の打開策はという特集番組を放映していました。世界での紛争や気候変動の中で食料安全保障をどうするか。食への意識の変革が求められるということが投げかけられていました。

番組を見ていましたら、最終盤に千葉県のいすみ市、人口3万5,500人の農作物が豊かに実る田園都市での地産地消の取組として、有機米を育て給食に導入している様子が報道されました。学校給食に価格1.5倍の有機米を農家が栽培して、それを給食に使用して、地域の農業の担い手を守ろうという取組です。

こうした有機米の給食への採用は、千葉県の人口13万6,000の木更津市や、人口が増え続けている人口8万5,000の京都の亀岡市などでも行われており、今後さらに広がるだろうということでした。

山県市では、今では県下でも全国でも珍しくなった自校方式の給食を継続し、ランチルームを各校に設置して、楽しみある給食を実現しています。

以前、高山市の議員さんたちと一緒に富岡小学校の給食を視察研修して、食事も頂きました。

山県市では、県下に先駆けて、給食費の無償化も昨年2学期からスタートさせました。これも非常に注目の的になっています。

そして、全国では、少子化の進展とともに小中学校の統廃合が進められている中で、山県市では、9つの小学校、3つの中学校を統廃合せず、第3の道を選択して、山県学園構想を進めています。

そのような中で、今度は学校給食への有機米の採用という話が出てきました。

そこで、教育長に、学校給食への有機米の採用に向けて、教育委員会の考え方や進め方についてお尋ねをします。

また、農林畜産課長には、1つ、具体的に事業化するに当たり、山県市の現在の米の作付面積及び有機米栽培の実績について、2つ目、給食への有機米採用に当たり、実施に向けてはどのような課題があるのか、3点目、事業化する上で、現在の検討状況及び今後の検討、実施スケジュールについての3点をお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 有機米の導入についてお答えいたします。

山県市の学校給食は、各学校で調理する自校方式、いわゆる自校給食を全校の児童・生徒と教職員が一堂に会してランチルームで食事を取る形式です。効率化が優先される時代にあっては、消えゆく懐かしい光景と言えるでしょうが、このスタイルは堅持していく方針です。

現在、山県市としましては、保護者の経済的支援を目的にした給食費無償化の施策を進め、給食費を公費で負担しています。物価高騰の影響を直接受ける給食に対し、給食費ありきの食材選びではなく、児童・生徒にとって安全で栄養価を確保した食材をきちんと提供できています。

さらに、山県市の学校給食の特徴は、地産地消を基軸に、山県市産のお米を指定米として県の学校給食会から購入し、野菜の食材も、市内産、県内産、国内産の順に優先順位を定め、地元業者から直接購入し、使用する仕組みを取っております。

また、児童・生徒に配付される献立表には、山県市産の食材には、ナッチョル君のマークや星印をつけ、地産地消が見える化しています。

議員御指摘の有機米の使用につきましては、これまでどおり、地産地消の考えにのって検討すべきであると考えます。教育委員会としましては、給食に地元の安全な食材を出したいという方針に変わりはなく、地産地消の延長線上に有機米が確保できるのであれば、導入について前向きな議論を進める意義があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、具体的に事業化するに当たり、山県市の現在の米の作付面積及び有機米栽培の実績についてでございますが、山県市の水稻作付面積は約350ヘクタールとなっております。また、有機米の栽培につきましては、現在、正確な実績は把握しておりませんが、少人数の方が無農薬で、また化学肥料を使用しない手法により栽培されていることは認識しております。

御質問の2点目、給食への有機米採用に当たり、実施に向けてはどのような課題があるのかについてでございますが、本年度の市立小中学校の学校給食で米飯に使用するお米の計画数量は460俵でございます。

課題の1つ目として、有機米の収穫量は、現在使用しているお米より4割近く減るとの比較調査を鑑みますと、耕作面積の確保が1つの課題になると考えております。

2つ目の課題として、無農薬にて栽培するため、防草や防虫に関する手間や時間を要し、さらに、有機栽培には、日本農業規格JASの基準があるため、その基準に即した資材の使用やその購入管理、使用機械の保管管理、それを記録し整理する事務なども必要となり、生産者の御理解と御協力が必要となります。

御質問の3点目、事業化する上での現在の検討状況及び今後の実施スケジュールについてでございますが、今年度11月よりJAぎふ様と有機栽培についての勉強会及び有機米供給に向けての協議を始めたところでございます。今後も協議を重ね、課題への対策を行ってまいります。

実施スケジュールは、多くの課題と不確定要素が多いため、現時点において申し上げることはできませんが、有機栽培に興味を持たれ、有機農法を実施される農家様とJAぎふ様と山口市が連携して供給できるよう強く推し進めたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、教育長と農林畜産課長から御答弁をいただきました。

教育長の答弁の中では、地産地消を基軸にして、山口市産のお米を指定米ということで、岐阜県の学校給食会から購入しているという話でした。

山口市の食材を見える化ということで、ナッショナル君とか星マークをつけて献立表に書いてあるということですが、私も給食の場所を見学させていただいたときに、かなりそういうことをいろいろアピールされて、非常に子供たちにとっても食を考える上でいいことだなというふうに思います。

今、答弁の中では、地産地消の延長線上に有機米を位置づけて、確保できるなら導入の前向きな議論を進めるという答弁でした。非常に前向きだというふうに受け止めたいと思います。

農林畜産課長の答弁の中で、水稻作付面積350ヘクタールということでありました。私も、この農林業のセンサスでいろいろ調べて、計算なんかもしてみました。そうしたら、350ヘクタールの中で、これは令和2年のデータなんですけれども、販売目的は214ヘクタールぐらいという話でした。収穫量が1,560トンということで、そのうちの販売が967ですから、少し1,000トン弱ぐらいということで。

ちょっと注目したのは、先ほども話にありましたけれども、農家のところが、これは全国的に見ても30年ぐらいの中で、すごく農業の人口が減っているという中で大規模化が進んでいるという話でしたが、山口市も販売農家が277戸ということで、副業で経営が249ですから、9割ぐらいはそういう小さいところと。主業とか副業の経営が34戸と

いうことでしたので、そういう同じような構造の中で、今後進めていくことになるかなと。

小中学校の学校給食では、460俵という話でした。27.6トンということで、今の子供たち、たくさん食べるんだな。私の試算では11トンぐらいだったので、実際には、そういうふうに出荷されているということなので、考えてみたらそうかな、育ち盛りかなというふうに思いましたが。

その中で課題が、先ほど言いましたように、耕作面積をどういうふうに広げるかとか、担い手をどう確保するかということも、これは大きなやっぱり課題だということと、2つ目には、有機栽培ということになると、いろんな管理等々を含めて複雑になるということで、JAS規格のクリアとか、そういうような課題があるんだという、かなり専門的にも幾つか具体的な検討をしながら進めないといけないというような中身でした。

有機米については、市としては、こういう解決をしながら、有機米を供給できるように協議を開始したという報告でした。11月からですね。ぜひ、先ほど教育長の中にも、確保できるなら導入の検討をしたいということがありましたし、市としても、具体的に協議を始めたということですので、大いにこれを進めてほしいなというふうに思います。

私は、有機米の給食をいろいろ調べる上で、日本の食の在り方とかなんか、いろんなのをずっと読んだりして勉強してみました。給食の中で日本の農業がやっぱり見えてくるという部分があると思うんですね。

冒頭の「NHKスペシャル」の中では、食の防衛線ということで、世界での紛争や気候変動の中で、食料の安全保障をどうするかと。これはアメリカのシンクタンクの予想でびっくりしましたがけれども、食料危機がさらに進んでいくと、真っ先にどこの国が飢餓に遭うかというやつのナンバーワンは日本なんですよ、御存じだと思うんですけど。真っ先に日本だという中で、若い人が、じゃ、なぜ定着しないかといえば、農業で食えないからだ。これは政府の審議会の中で、農業現場の委員から出された言葉だということなんですね。やっぱりここに焦点があると。

日本の食料確保というようなことと言えば、自給率38%をどういうふうに向上していくかとか、食料安全保障を守っていくにはどうするかというようなことが大きな課題になっていて、私たちのところでも、こういうことに直接的には結びついている課題だというふうに思います。NHKの報道を見ても、やっぱり同じようなことを全国でいろいろ考えながらやっているんだなというふうに思いました。

私は、こういう問題を考えていく上では、3つぐらいやっぱり方向があって、1つは、輸入自由化路線をやっぱりやめていかないと、日本の食を守れんと。60年代頃は、80%

弱ぐらい自給率があったんですけど、どんどんどんどんやっぱり減っていくわけですよ。WTOの95年、それから牛肉、オレンジというようなことで、どんどんどんどん日本は次から次へと押し出されていくということで、やっぱりそういう流れを変えなきゃいけないということと、これまでに調べて思ったんですけど、農家に来年もやってみようかなというふうに思えるだけの収益をどういうふうに保障していくのか。

この点では、EUとかアメリカは、例えば販売価格があまり高いと売れないので、販売価格がありますよね。ところが、生産コストがあって、日本の場合だと1万5,000円をかけて1俵当たり作って、販売額1万2,000円、3,000円の赤字だというふうになっているんですけども、EUとかアメリカでは、それを全部政府が保証しているんですよ。価格保証というやつです。

それから、所得の問題でも、今、国連は、世界全体で見ると95%が本当に家族農業ということになっているということで、家族農業10年ということにかじを切ったんですね。そういう方向に持っていこうという中で、山口市も同じような構造の中にあるということで、農業所得に占める直接支払い制度というのも調べてみたんですよ。

そうしたら、日本は大体30%ぐらいが直接支払い制度になっているんですけども、スイスは92%、ドイツは77%、フランスは64%というふうになっていて、もともと要するに黒字でもうかるという事業じゃないということですね。それに対して、いろんな位置づけでもって国が所得保障して、ちゃんと農業をやってもらえるような手だてを取っているということでした。

ここまで来ると、ちょっと話が大き過ぎてなかなか難しいですけど、私は、そういう中でも、今回の給食問題を考えたときに、やっぱり子供たちに安全な食を届けるとか、それから、地元の農業を支えていく方法はないか。若い人が農業をやれるような方法はないかということをやったり考えることが必要だというふうに思うんですね。

先日の議会の議員協議会の中で、第三次の山口市総合計画基本構想ということで、前期基本計画というもののアウトラインが私たちに配られました。この中に、次世代に誇れる山口市を残していくために、市民と一丸となって子育てを応援するまちにしていくと。子育て、子育てじゃなくて、子育て応援のまち山口市というスローガンが掲げられているんですね。これはやっぱりすばらしいなど。

この間、市長は頑張って保育の無償化もずっと先駆けてやってきたし、そして、今、給食費の無償化について、これもなかなか進んでいないところで、山口市はゼロ歳児から、小中学校も含めて給食費の無償化をスタートさせた。1億数千万ですか。そういうことで、ずっとやられてきています。私は、これは本当にずっと賛成していますし、他

県とか県下の市に誇る中身だと思って、いろんところで、私、話をしているんですけども。

今、出されている有機米使用に向けた課題というのは、確かにいろんな課題、大きい課題があると思うんですけども、山県市のこれからの農業とか、若い人の担い手をどういうふうに育てていくかということがやっぱり大事じゃないかなというふうに思うんですね。

そういうことを考えたときに、やっぱりここは市長の思いとかリーダーシップなしには絶対実現しないじゃないか。その点で、ぜひ、保育の無償化も給食の無償化も頑張っていてやっている市長に、こうした有機米栽培に向けて、実現に向けた市長の考えとか、構想とか、思っていることとか、決意についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

この有機米につきましては、今年になりまして、有機米の確保で、学校ですとか保育所に入れることができないかということで、まず、市内のもう何十年も有機米のお米を作ってみえる方とお話をしまして、どのぐらい、例えば来年分けてもらうとすると、その方からどのぐらいのお米が提供していただけるかというような話も聞いておきまして、そして、その方によりますと、有機米は作っているけれども、J A Sは取ることは非常に難しいということでした。それは、いわゆる機械ですとか、要は化成肥料を使わないだけではなく、消毒をしないだけではなく、その後の米をとった後の脱穀ですとか精米も専用の施設が要るということでしたので、なかなかそこまでは難しいなということを実感として感じていました。

そうしましたら、農協さんのほうから、11月頃に農協の組合長が見えまして、ぜひとも有機米を農協も進めていきたい。そして、今年度、市内のある中核農家で、農協さんがお米の有機米の実証の圃場を造られてやられたという話を聞きまして、そういうことなら農協さんと一緒にタイアップできれば、市内の中核農家の皆さんですとか、機械化組合の皆さんですとか、そういった方と一緒にタイアップできれば進めることができるなということを感じましたので、来年度、協議会をまず立ち上げて、有機米については進めたいと思っております。

そして、そういった中で、先月でしたか、ある事業者の方が見えまして、市内でシイタケを作ってみえるんですけども、そのシイタケについては、もうあと2年あればJ A Sが取れるということで、そのシイタケのみならず、その近くで新たな圃場を確保して、ジャガイモだったと思いますが、そんな野菜の栽培もしたいというお話がございま

したので、そういった、今年、今までの中核農家や農協さんや事業者の方と協議会をつくりまして、具体的にどんな形で進めたらいいのかということで、来年から具体的に進めていきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君、御質問の有機米の導入とか給食の無償化は分かるんですけど、市長に子育て支援と農業の後継者の育成のことまでは、それぐらいは時間がありますので十分やってもらえばいいんだけど、ちょっとずれておるので、そこ、気をつけてくださいね。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 関連して、ずれているとは思いますが、今、御答弁の中では、具体的ないろんな連携が進みそうだということで、来年度から協議会を立ち上げるということでした。

私、この有機米を使うというのは、ある意味、生産量から言えば、多分2%か3%弱ぐらいですかね、全部やるとしても。ただ、こういうことをやっぱり市で頑張ってやっていく、みんなが連携して。そういうことがやっぱり大事だと思うし、今、若い人たちが農業をやりたいとかというのは結構あるんですね。自治体によっては、いろんな人たちを呼びかけて、そういう新しい人たちが移住してきているような農業をやるとかというようなこともあったりするんですよ。

そこら辺りについて、再々質問ですが、多分関連していると思うんですが、あれば一言。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

まず、やはり作っていただく方が見えないことには、量が確保できませんので、先ほど少し申し上げましたが、いわゆる営農組合の皆さんですとか、中核農家の皆さんとタイアップしまして、管理しやすい圃場、まず圃場を確保することが大切だと思っています。そういったことから量の確保をしたいということで。

そして、また、再質問の中の若い農家の方を育てるということですが、今、国のほうで制度としてあります地域おこし協力隊、ああいった方をそうした形で募集したら来ていただけないのかなということで、3年間、市のほうでそれなりに給料を払わせていただいて、そうした形で取り組んでいただけないかなということも考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 次、3点目、時間がありませんので、飛ばしていきたく思います。

シルバー人材センターの現状と課題、補助金の在り方について、福祉課長にお尋ねをします。

シルバー人材センターは、会員にふさわしい仕事を家庭、企業、公共団体から引き受けて、会員の従事した仕事に応じて報酬、配分金というそうですけれども、を支払います。その仕事の受注、契約業務を事務局が行い、会員に仕事を提供し、その分の契約金の支払いを受け、配分金を支払うシステムになっています。

インボイス制度の発足によって、こうした会員さんが個人事業主扱いだということが明らかになりました。仕事の内容も、折衝外交分野、事務分野とか、専門技術分野、技術を必要とする分野、屋内外の一般作業、サービス分野、管理分野と多岐にわたっていると。会員になって、定年後の生きがい、やりがいや、年金暮らしの生活の少しはゆとりを持ってと意義を見いだす人もいます。

山口市の場合、会員状況を見ると、令和4年4月1日現在、総人口2万5,786人のうちに、60歳以上の方というのが、男性が5,105人、女性が6,091人で、合わせて1万1,196人になっています。これは、会員さんの人数というのは、令和3年度の数値363人で見ると加入率は3.2%というのが現状だと。近年は、定年延長などもあって、平均年齢が74.7歳、70歳以上の会員が82%、299人を占めるというふうになっています。

ここ数年は、請負とか委託事務の契約金額も、それから派遣契約金額も、7%近く減少して、この傾向が続いています。しかし、経営構造上は、会員が、先ほど言いましたように個人事業主の扱いのために、仕事が減れば配分金の支払いが減少するという関係で、従業員を雇って事業をする企業経営とはちょっと違う側面を持っていると。そもそも公益社団法人なので、利益を追う法人とは性格を異にしているために自治体と国から補助金が下りている。

そこで、10年間の会員数の伸びと山口市からの補助金額を暦年で調べてみました。分かりにくいので、表にしてお手元に配ってあると思うんですけども。

会員は、ピーク時の427人から107人減って25%減っている。補助金は637万円だったのが、平成29年から令和3年の5年間で2倍の1,260万円に増額をされています。この間、シルバーセンターは、レモンタイムが閉鎖をし、移動販売も始めたけれども中止をしてきたということです。

それで、福祉課長にお尋ねをします。

この間の山根市のシルバー人材センターは、会員数の減少、総事業契約額の減少という中であって、補助金だけが2倍に膨らみ、1,260万支出するに至っている理由は何かをお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 御質問にお答えします。

御質問のシルバー人材センターの補助金が2倍に膨らみ、支出に至っている理由でございますが、会員減少につきましては、公的年金の受給開始年齢の引上げや、再雇用、定年の延長による60歳代の加入減が理由と考え、また、近年ではコロナ禍による外出控えも影響しております。しかし、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、会員同士による声かけなどにより、現在会員数は347人で、前年度より27人増えております。

総事業額の減少につきましては、事業契約には請負と派遣があり、請負は、シルバー人材センターが受けている草刈りや剪定を行うものです。件数としましては、ここ数年同じような状況ですが、会員の短時間勤務の希望や1請負業務当たりの会員の就業人数の減により、契約金額が少なくなっております。派遣につきましても、受注件数も契約金額もここ数年同様の状況です。総事業契約額としましては減少しておりますが、受注件数として、例年どおりの推移としております。

市の補助金は、事務局の人件費、管理費に充てられており、運営費の基本的な部分となります。補助金が増額された要因は、主に人件費となっており、職員の増員、配置替えや定期昇給などにより、毎年見直しを行っての増額です。

シルバー人材センターは、長年の豊かな経験と知識や個々の特技を生かすことができ、高齢者の会員の方にとって社会貢献に寄与する場であり、また、自身の自由時間を有効活用できる場と認識しており、必要不可欠なものと考えます。

また、事務局については、会員の方のライフスタイルに合わせた仕事を提供するとともに、高齢者の健康で生きがいのある生活や地域福祉の向上と活性化に貢献いただいているところです。

今後も永続的に健全な運営ができるよう、業務の執行や財務などを確認しながら考え

ていきたいと思えます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時46分休憩

午前10時59分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 2 番 奥田真也君。

○3 番（奥田真也君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。奥田真也でございます。

私からは、3点質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、教員の負担軽減について、教育長と子育て支援課長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症も5類に移行され、学校行事においても元に戻りつつある中、10月7日に美山小学校が運動会を、10月12日に美山中学校が体育祭、これを実施されました。美山小学校運動会においては、選手リレーや美山ソーランをいわ桜小学校の5年生、6年生と一緒に行われました。美山中学校体育祭においては、玉入れ競争やお助け綱引きにおいて、美山小学校といわ桜小学校の5年生、6年生と一緒に競技を行う。また、みやま保育園の園児もこの体育祭を見学しており、ワン山県、山県学園構想が着実に動き始めていると感じたところです。

また、山県オープンスクールが12月16日に開催をされます。これは、市内の小中学校12校が合同授業やオンライン授業を参観者の制限を設けず公開するもので、これもまた、ワン山県、山県学園構想を市民が広く知ることができる大きな機会であると感じています。

このように魅力ある学校づくりが進んでいるところではありますが、教員の皆様においても、ぜひ、今まで以上に児童・生徒に目を向けていただき、安心・安全な学校運営に努めていただきたいと思います。つまり、教員の皆様へのふだんの業務の負担軽減を図ることにより、それが実現するのではないかと考えます。

例えばであります。保育園においては、副市長が子育て支援課長だった頃に導入されましたコドモンアプリが負担軽減につながっているのではないかと考えます。これは、案内などを保育園から一方的に送るのではなく、登降園の管理、アンケートの実施、保

護者による欠席や遅刻の連絡、文章においては送信日時を指定できるため、隙間時間の作成が可能ということで、かなりのペーパーレスにつながっていますし、保護者1人ではなく、夫婦やおじいちゃん、おばあちゃんも登録ができ、家族で行事などの共有ができるものとなっています。

また、みやま保育園保護者会においては、会則を改正し、対面ではなく、コドモンアプリを活用しての総会開催も可能にしたとのことです。

現在、小中学校で運用しているアプリについては、学校から保護者への一方向のアプリとなっており、現状でも、紙媒体での送付が多い現状があります。

そこで、教育長と子育て支援課長にお伺いをいたします。

保育園が運用しているコドモンアプリのような保護者と教員との連絡が双方向で密となり、また、ペーパーレスにもつながるとされるアプリの運用は検討されていないのか。この点を教育長に。

保育園においてコドモンアプリが運用され、負担軽減につながっていると思うところではありますが、現場の先生方はどう感じてみえるのか。この点を子育て支援課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 御質問のペーパーレスにつながるアプリの運用の検討についてお答えいたします。

山口市では、令和3年度より市内全小中学校において、保護者との連絡用アプリケーションソフトを活用しております。これまで紙媒体で配付していた学校からの通知やアンケート調査、PTA関係の文書などもデジタルで送信することができ、これまで教職員が行ってきたプリントの印刷や配付の業務は削減できました。

一方で、議員御指摘の学校と保護者の双方向での情報交換につきましては、山口市立保育園での活用実績や先行事例などを踏まえ、現時点では、業務の効率化に効果があると捉える保護者からの欠席連絡のデジタル化が可能で、かつ汎用性のあるアプリケーションソフトの導入を検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

保育園において、コドモンアプリの運用についてどう感じているかについてでございますが、現場の保育士からは、園児の登降園管理や出欠状況の把握が容易になったこと、欠席の電話対応時間や出席簿の月末集計作業が削減できていることを聞いております。

そのほか、連絡帳の作成や週案、月案の作成時間も短縮できております。

また、保護者のスマートフォンと連動しているため、一斉配信により情報の周知や共有を図ることができ、家庭とのコミュニケーションツールとして連携が取りやすく、園児の様子を配信し、クラス便りとして活用しております。

このように、ICTの導入により、保育士の事務作業の負担軽減、保護者連絡の利便性向上を図ることができ、安全・安心な保育サービスの実現につながっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 教育長の答弁により、保護者からの欠席連絡や汎用性のあるアプリの導入を検討していただいているとのこと。保育園が導入しているコドモンアプリ、導入前に保護者へ1年間に配付された紙媒体の厚みを測ってみたところ、連絡帳を入れての厚さとなりますが、約35ミリもある状況でした。アプリ導入後は、1年間に配付された紙媒体は約7ミリとなっており、配付をしなくてもよくなる点でも、先生方の負担軽減につながっているのではないかと考えます。

さて、アプリだけではなく、学校においては、電子黒板や児童・生徒全員にタブレットを配付など、いろいろな機材が導入され、教員の皆さんにおいても、模索しながらの授業を行っていただいているのではないかと思います。

また、遠隔合同授業を取り入れている自治体もあり、鹿児島県の徳之島町においては、徳之島型モデルとして、小規模校5校を対象とした遠隔合同授業を取り入れており、教員個人への負担を軽減し、教員同士が一体となって連携する環境を創出できたとの報告があります。

これから山県学園構想が具現化していく中で、いろいろな取組が進んでいくと思います。質問の際にもお伝えしましたが、教員の皆様には、負担軽減をしていただいた上で、今まで以上に児童・生徒と一緒にいる時間、子供たちのほうを向く考える時間を増やしていただきたいと思うところであります。

そこで、教育長に再質問をいたします。

教育委員会として、教員の負担軽減について、今後どのような取組を検討されているのか、お伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問にお答えします。

教員の負担軽減は、いわゆる教員の働き方改革の中核のように言われることもありますが、その本質は、議員御指摘のとおり、教員が子供に向き合う時間の確保であり、目

線を子供に戻すことだと考えます。

そのために、教育委員会としましては、会議の精選や事務処理の効率化、生徒指導体制の組織化など、これまで時間をかけて取り組むことが当たり前としてきた業務につきましても見直しが必要であり、その1つに事務処理のICT化による作業時間の短縮を進めております。

既に、県下統一の校務支援システムを令和2年度に導入し、出席簿等の諸帳簿のデジタル化や、児童・生徒1人1台のタブレットパソコンの使用による学習教材のペーパーレス化にかじを切っています。

今年度は、栄養教諭が利用する献立作成ソフト、養護教諭が利用する歯科検診ソフトを導入し、業務の効率化を図っております。

これら校務のデジタル化によるメリットは、デジタルデータとして管理することによって、教材が再利用できたり、学習履歴の集計などが自動化できたりすることで、教員の負担軽減につながっていると考えます。

一方で、山県学園構想の具現に向けた導入期と位置づけた今年度は、合同授業の実施に伴う学校間の打合せの時間や、学習評価に関わる教員間の確認作業の時間など、必要であったという報告を受けております。

教育委員会としましては、まずは、山県学園構想の中核である他校との合同授業について、その成果と課題を検証しつつ、自動化できることを明確にして具体的な改善を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 日本中が注目する山県学園構想、教職員の負担軽減により、児童・生徒が笑顔で、そして、魅力ある学校づくりが今後さらに進むことを大いに期待し、次の質問に入りたいと思います。

公共交通の今後について、企画財政課長にお伺いをいたします。

山県バスターミナルが令和3年6月1日にオープンしてから2年が経過をいたしました。自主運行バスについては、市民の認知度や利用方法についても理解が深まってきているのではないかと思います。

しかし、公共交通については、一般財団法人地域公共交通総合研究所が令和4年8月に発表した第4回公共交通経営実態調査報告書の中で、今後のコロナ禍対応として、減便を予定する回答事業者が3割、路線廃止が1.4割と、廃止と減便で5割近くに達しているとしており、また、帝国データバンクは、11月に全国の路線バス運行业者に対する調

査分析の結果を発表しており、127の民間運行業者のうち、バス路線を今年中に廃止もしくは減便するとした会社は、全体の77.2%に上る98社になったとのこと。

来年以降に実施予定の業者を合わせると、全体の8割を超える結果とのこと、これらのデータを見る限り、厳しい現状にあると同時に、令和6年4月より働き方改革関連法に基づいた自動車の運行業務の時間外労働についても、休日労働を含まない年960時間の上限規制が適用されることから、運転士不足が懸念される事態、いわゆる2024年問題が目の前に迫っており、公共交通の運転士が令和12年度には3万6,000人が不足するとの試算も出ている状況です。

この運転士不足については、既に各地で影響が出始めており、10月24日のNHKニュースによると、北海道バスは、12月1日より280便余りについて区間の短縮を行うということで、このバス会社の札幌都市圏の平日ダイヤの4分の1が対象となる見通しとのこと。

私は、昨年、令和4年第4回定例会において、バスの利活用に対する考えについて一般質問をいたしました。その際に、10月までの1便当たりの平均乗車人数について答弁をいただきました。

1、山県バスターミナルーモレラ線は1便当たり6.2人。2、高速バス、名古屋関美濃線は1便当たり乗車0.9人、降車0.6人。3、美山地域デマンド型交通、葛原線、乾線は1便当たり2.9人。4、神崎山県BT線は1便当たり3.3人。5、市街地巡回線は1便当たり、東ルート2.1人、西ルート0.7人。6、ハーバス岐大病院線は1便当たり1.9人。7、ハーバス伊自良・大桑線は1便当たり4.1人とのこと、前年と比較すると、微増した路線が多い状況でありました。

そこで、企画財政課長に2点お伺いをいたします。

1点目、第4回公共交通経営実態調査報告書や帝国データバンクの調査結果による減便と路線廃止が迫る状況の中、山県市内における岐阜乗合自動車による路線バスについて、今後も問題なく運行されるのかどうか。

2点目、私が令和4年第4回定例会において、1便当たりの平均乗車人数についてお伺いをさせていただきましたが、1年が経過し、この人数が増えていると期待しているところですが、どのような状況になっているか。

この2点について、企画財政課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山県市内における岐阜乗合自動車株式会社による路線バスの今後の

運行についてでございますが、議員の御発言のとおり、折からの運転手不足に加え、運転業務の時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月の法改正の影響は、全国のバス運行事業者共通の深刻な問題であり、減便や路線廃止を実施する主要路線バス運行事業者は、全体の8割に上ります。

この状況は、岐阜乗合自動車株式会社においても例外ではなく、現状のままの路線維持は極めて厳しい状況とのことで、乗車人数の少ない路線につきましては、営業路線のみならず、補助路線を含め、減便や路線廃止の意向を関係市町に打診している状況でございます。本市におきましては、岐北線の神崎系統と塩後系統及び山県モレラ線の廃止、並びに岐北線の減便の打診を受けておりまして、現在は運行事業者とは協議している段階でございます。

御質問の2点目、バスの1便当たりの平均乗車人数について、前年に比べてどのような状況かについてでございますが、各路線の9月末現在の乗車状況につきましてお答えいたします。

1つ目の山県モレラ線の1便当たりの平均乗車人数につきましては、昨年は6.2人でしたが、今年は7.2人と増加しております。

2つ目の高速バス、名古屋関美濃線につきましては、昨年は乗車0.9人、降車0.6人でしたが、今年は、乗車0.6人、降車0.4人と減少している状況でございます。

3路線目、美山地域デマンド型交通、葛原線、乾線につきましては、昨年2.9人でしたが、今年は3.2人と増加しております。

4つ目の神崎山県B T線につきましては、昨年は3.3人でしたが、今年も3.3人と、現状維持という状況でございます。

5つ目の市街地巡回線につきましては、昨年は、東ルート2.1人、西ルート0.7人でしたが、今年は東ルート2.3人、西ルートも0.9人と、両ルートとも増加しております。

6つ目のハーバス岐大病院線につきましては、昨年は1.9人でしたが、今年は2.2人と増加いたしました。

7つ目のハーバス伊自良・大桑線は、昨年は4.1人でしたが、今年は4.4人と微増しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 企画財政課長の答弁により、岐阜乗合自動車については、岐北線神崎系統、塩後系統及び山県モレラ線の廃止、それ以外についても減便の打診があった

とのこと。今までの路線がなくなってしまうとは、市民の足がなくなってしまう。岐阜乗合自動車や公共交通会議などとの協議にて、少しでもいい方向となるように、今後も御尽力のほどよろしく願いをいたします。

また、高速バス以外は、乗車平均人数が増えており、市民の足としての利用が定着してきていると感じました。

さて、公共交通については、市外、県外にて先進的な運用が始まっている地域があります。福井県吉田郡永平寺町においては、ZEN driveというゴルフ場で使用されているカートのような車両を使った自動運転システムにて約2キロを走行しています。また、岐阜市においても、自動運転バスが11月25日より、岐阜公園ルートと中心部ルートの2路線にて、5年間にわたる定期運行がスタートしています。羽島市においても、10月1日よりデマンド型交通が始まっており、こちらは、アプリにて乗降場所を入力して利用することができ、それらや交通状況を加味し、AIが最適なルートに変えることができるというシステムとなっています。

私は、11月16日に京都市にて開催されました地域Tech関西に参加し、最先端の地域交通システムの展示を視察し、また、堺スマートシティの戦略特区、泉北ニュータウンにおける地域交通実証事業について、大阪府堺市泉北ニューデザイン推進室スマートシティ担当の久保徳章さんのセミナーを受講し、デマンドバスの実証事業も実施している中、電動カートシェアリング実証プロジェクトや電動キックボードシェアリング実証プロジェクトも実施しており、電動カートの満足度は92%、必要性は94%であったとのことです。

また、電動キックボードについては、利用者の最も多い年代は50代以上であったとのこと、地域によっては、シェアリングを活用する方法も1つあるのではないかと感じたところであります。

そこで、企画財政課長に再質問をいたします。

市外、県外において先進的な公共交通が始まりつつある中、市民が第一という観点から情報収集をしていただいて、有効な事例については、運用も視野に検討していただきたいと思いますが、そのお考えを企画財政課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県内外を問わず先進的な公共交通の事例、取組が多く見受けられます。そんな中、本市といたしましても、岐阜市で実施しております自動運転バスの視察や、中部運輸局主催の公共交通のシンポジウムやセミナーなどに参加するなど、積

極的に情報収集をしているところでございます。

先進事例の運用につきましては、他市が実施しているシステムをそのまま持ち込むことが必ずしもよい結果を生むわけではなく、その地域に適したシステムを導入することが重要でありますので、今後も他市の先進的な事例等を注視しながら、本市に活用できそうな場合には、運用を含め視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 今後、高齢者の方々は、免許返納をすると、公共交通がなければ、買物や病院などへの移動は困難となり、死活問題となりかねませんし、高校生の足もなくなってしまつては転居しかなくなり、人口減にもつながりかねません。難しい問題であることは間違いないと思いますが、ぜひ、企画財政課の皆さんには、市民が利用しやすい公共交通、手法を今後も検討いただくようお願いをいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

フレイル予防講座について、健康介護課長にお伺いをいたします。

フレイルとは、2014年に日本老年医学会が提唱した健康と要介護、寝たきりの間を指し、簡単に言うと、加齢によって心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態のことであり、F r a i l t y、虚弱が語源となっています。

このフレイルを構成する3つの要素には、身体的な衰え、心理的な衰え、社会性の衰えがあると言われています。身体的な衰えは、筋肉量の低下や口腔機能の低下などのことであり、心理的な衰えは、認知機能の低下や鬱病などのことです。社会性の衰えは、人との交流やつながりのことになります。ずっと元気に生活していくためには、早めのフレイル対策が有効であると言えます。

11月25日に東京都健康長寿医療センター研究所、社会参加と地域保健研究チーム研究副部長の村山洋史先生によるフレイル予防の秘訣は人とのつながりを受講しました。

その中で、人との交流がない方は、1.57倍認知症になる可能性が高まるとのことです。人との交流、つながりについては、1日1回以上外出する。週1回以上、友人、知人などと交流する。月1回以上、楽しさ、やりがいのある活動に参加することにより、予防につながると同時に、生活機能が維持、改善しやすくなることが報告されているそうです。

また、令和4年2月26日に日本経済新聞の記事によると、働く高齢者が多い都道府県ほど医療費も抑制できる傾向があるとのことであり、社会的に必要とされている方や社会とのつながりを持ち続ける方々ほどフレイルの予防につながっているとも言えるので

はないでしょうか。

山口市においては、このフレイルに対する事業を他市と比べても早い段階から始めていただいているところです。その1つが、フレイル予防講座であり、これを最大限に活用していくことで、フレイルを予防することができ、市民が笑顔で楽しい時間を過ごすことにつながっていくのではないのでしょうか。

そこで、健康介護課長に質問いたします。

フレイルを予防することにより、要介護を遠ざけることができ、笑顔で、そして健康に生活できると考えますが、フレイル予防講座についての現在の開催状況や参加者の感想についてお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

フレイル予防講座についての開催状況や参加者の感想についてでございますが、フレイル予防講座は、地域の皆さんの元に専門職が出向いて講座を行うもので、65歳以上の人で構成された8から20人程度のグループの方を対象として実施しています。講師として、市内の医療機関や介護施設に勤務する理学療法士や管理栄養士、山県歯科医師会による山口市レクリエーション協会の協力をいただいております。

令和5年度の開催状況としましては、11月末現在で、開催回数6回、受講者は67人となっております。

講座終了時に実施しているアンケートにおいては、受講者のうち90%以上の方がフレイルについて理解できたと回答しており、学んだことを生かして今後の生活を変えていきたいと回答もされています。受講者からは、とても分かるお話だった、皆さんと運動ができて楽しい、こういった話は何度でも聞きたい、食事や運動の大切さが分かったなどの声が聞かれております。

実際に受講していただくことで、フレイルを自分事と捉えていただき、生活の中で具体的に何に気をつけていけばよいかを理解した上で、自身の生活に取り入れていただけているのではないかと感じております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 健康介護課長の答弁により、受講者の90%以上がフレイルについて理解したと答えており、食事や運動の大切さが分かったなど、高い評価を受けていることが理解できました。

実は、私は、10月にこのフレイル予防講座に一市民として参加をさせていただきましたし

た。参加者の方々と一緒に管理栄養士さんの話を聞いていましたが、参加した皆さんは、いつも以上に会話も弾み、笑顔も増えていたと感じています。またぜひ開催してほしいとの声も上がっており、こちらでも高評価であったと思います。

さて、10月27日に厚生労働省社会保障審議会医療保険部会が令和6年度の国民健康保険料の上限を2万円引き上げるとのこと。負担を少しでも減らすことを考えると、今後は、医療費を抑えることが大きなポイントになってくるのではないのでしょうか。

そこで、健康介護課長に再質問をいたします。

フレイル予防講座を市民に広く周知し、たくさんの方々に受講していただくことにより、笑顔が増え、健康になれば、医療費の抑制にもつながっていきます。市民へのさらなる周知と今まで以上の開催を目指していただきたいと思いますが、そのお考えについて、健康介護課長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

市民へのさらなる周知と今まで以上の開催を目指してについてでございますが、現在、広報、ホームページへの掲載やチラシの配布、地域包括支援センターからの紹介などで周知を図っておりますが、情報が十分に行き届いていないようにも感じております。講座の様子や受講者の声なども紹介しながら、地域でのサロンや集まりでの機会でも気軽に受講していただけるように周知していきます。

開催回数につきましては、まだ余裕がございますので、多くのグループ、団体からのお申込みを期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） フレイル予防講座が今まで以上に市内全域にて開催されることにより、市民が健康に、そして長寿となれば、医療費の抑制にもつながり、効果は非常に大きいものとなると考えます。子育て支援日本一を目指す山口市が、今後、健康長寿も日本一を目指していただき、住みやすく生活しやすい山口市になっていくことを大いに期待し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

通告順位3番 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告のとおり小中学校の屋外トイレの洋式化について質問してまいります。

小中学校の運動場にある屋外トイレについては、小中学校の児童・生徒の体育の屋外授業をはじめ、運動会などに利用されているほか、一般の市民の方々が自治会等の主催による運動会等の行事などにも広く利用されています。さらに、小中学校は、災害時の避難場所にも指定されていることから、一般市民が長期間の利用を想定されるものです。したがって、高齢者や体に障がいのある方々の利用を考えると、座って用を足せる洋式トイレの整備は不可欠と考えます。

また、現在では、トイレについては、各家庭では、温水洗浄式の洋式トイレがほとんど普及している状況となっています。しかしながら、山県市の小中学校の校舎等のトイレについては、洋式化になっている状況ですが、屋外トイレについては、昔ながらの和式が多い状況となっています。

私が調査しました小中学校等の屋外トイレの整備状況を述べますと、屋外トイレが洋式化されているのは、高富中学校、美山中学校のトイレのほか、市総合運動場のテニスコート場近くにあるトイレ、大桜グラウンドのトイレ、梅原スポーツランドのトイレ、伊自良総合運動場のトイレのみでありました。

高富小学校、富岡小学校の運動場にある屋外トイレは、社会教育用の木造建屋で和式のトイレでした。旧高富中学校である現在の高富中央公民館の脇の屋外トイレは、駐車場の屋外トイレも含めて木造の和式トイレであります。桜尾小学校の屋外トイレは、コンクリートブロック造の和式トイレです。大桑小学校には屋外トイレはありません。梅原小学校の屋外トイレも和式でした。美山小学校の屋外トイレも木造の和式トイレとなっています。いわ桜小学校は、校舎内のトイレを利用することになっていて、洋式トイレとなっております。伊自良北小学校の屋外トイレも和式です。伊自良南小学校には、屋外トイレはなく、校舎内に和式トイレが設けられております。伊自良中学校の屋外トイレも、昔ながらの木造の和式トイレとなっております。

以上述べたように、屋外トイレが洋式なのは、他市の市民の利用も多い高富の市総合運動場、大桜グラウンド、伊自良総合運動場、梅原スポーツランドの屋外トイレでありました。中学校では、先ほど述べましたように、高富と美山の中学校の屋外トイレは洋式となっている状況でありましたが、伊自良中学校の屋外トイレは昔ながらの和式となっております。

小学校では、屋外トイレのない大桑小学校と、屋外トイレがなく校舎内に洋式トイレがあるいわ桜小学校を除き、全ての小学校の屋外トイレは昔ながらの和式トイレとなっております。

このように、特に小学校等の屋外トイレの和式から洋式への整備は、総じて遅れが見

られる状況となっております。したがって、高齢化が進み、高齢者の方々が避難する場所となっている小学校等の屋外トイレは、計画的に洋式化を推進する必要があると考えます。

全国的には、小中学校における整備が急がれる屋外トイレの洋式化は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県などで整備が進んでおります。近くでは富山県、または、お隣の愛知県では名古屋市が進んでおります。県内では、可児市、恵那市等で整備が進んでいる状況となっております。

そこで、生涯学習課長に、本市における小中学校等の屋外トイレの洋式化に対する所見をお伺いいたします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

御質問の小中学校等の屋外トイレの洋式化についてでございますが、生涯学習課が管轄する社会体育施設、学校開放施設及び社会教育施設の全17施設において、屋外トイレに洋式トイレが設置してあるのは、建設当時から設置してある伊自良総合グラウンド、平成18年度以降に新築整備しました高富中学校テニスコートと大桜グラウンドの2施設。あわせて、利用状況が高い梅原スポーツランドと総合運動場の2つの施設につきましては、平成28年度から29年度にかけて屋外トイレの洋式化の改修工事をしております。また、学校教育課が管轄する美山中学校屋外運動場トイレは、現校舎を新築した際の平成21年度に屋外トイレも洋式化されたものとなっております。

議員御指摘の屋外トイレの洋式化につきましては、昨今の生活様式や高齢化という背景から妥当であると考えております。教育委員会としましては、生涯学習課が管轄する17施設及び学校教育課が管轄する4施設、それぞれの利用状況等を踏まえた今後の在り方を検討し、屋外トイレの改修計画を立案してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 再質問をさせていただきます。

先ほど、17施設、4施設ということ、お話がありましたが、生涯学習課が管轄する社会体育施設、学校開放施設及び社会教育施設の全17施設及び学校教育課が管轄する4施設とは、具体的にどの施設を指すのか、御教示をお願いします。

また、今後、屋外トイレの洋式化の整備が必要な小中学校について、再度答弁をお願いします。

以上です。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 再質問にお答えします。

生涯学習課が管轄する17施設の内訳につきましては、市総合運動場の多目的グラウンド及びテニスコート、大桜グラウンド、梅原スポーツランド、伊自良総合運動場管理棟及び本部棟、美山総合運動場、葛原運動場、谷合運動場、富波運動場、乾運動場、高富小学校運動場、富岡小学校運動場、梅原小学校運動場、高富中学校運動場テニスコート、高富中央公民館及び高富中央公民館の駐車場であり、学校教育課が管轄する4施設は、桜尾小学校、伊自良北小学校、美山小学校、伊自良中学校でございます。

以上の21施設につきましては、屋外トイレの洋式化が完了している施設もございますが、未完了の施設につきまして、学校開放に係る利用頻度なども考慮しながら改修計画を立案し、有利な地方債など必要な財源を確保した上で、洋式化を推進していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 小学校等を中心に改修計画を立案するということですが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、特に整備が進んでいる東京都などでは、現在、温水洗浄式のトイレを整備するという方向でもう整備が着実にされている状況でございますので、そこまでは言いませんけれども、せめて洋式化、強力に推進していただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時、午後1時より再開いたします。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

通告順位4番 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 議長にお許しをいただきましたので、通告どおり2点、質問のほうをさせていただきます。

まず、1点目。質問事項、公共交通について、企画財政課長にお尋ねいたします。

運送業界の働き方改革関連法によって、2024年4月1日から自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制が適用され、これに伴い、運送・物流業界において、2024年問題と呼ばれる課題が生じることが懸念されています。

時間外労働時間の上限が制約されることで、ドライバー不足が深刻化し、山口市でも、岐阜バスの北部地域の運行の今後の心配されます。

もし、現状から運行変更があれば、通学や部活動、通勤、買物、通院など、あらゆる世代の利用者が影響を受け、特に子育て世代の転出にも影響が及ぶ可能性があります。

また、主に75歳以上の後期高齢者の方が免許返納を考えても、返納した場合には不便で、日常生活、社会生活が成り立たない状況も懸念されます。

そこで、企画財政課長にお尋ねします。公共交通空白地域の考え方についてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の公共交通空白地の考え方についてでございますが、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合において、日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPOなどが自家用車を用いて有償で運送する自家用有償旅客運送を導入する場合の、運行できる地域の条件が交通空白地であることとなっております。

この交通空白地の定義としましては、国土交通省が定める目安では、半径1キロ以内にバス停、駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域は、少なくとも交通空白地に該当するとされております。

なお、これにつきましては、あくまで目安ですので、該当しない地域におきましても、地域公共交通会議の協議が調えば、交通空白地として自家用有償旅客運送を導入することは可能となっております。

そのため、本市では、公共交通会議において、美山地域を交通空白地と設定する協議を行い、自家用有償旅客運送の登録を受けて、美山地域デマンド型交通と神崎山県BT線を運行しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 再質問のほうをさせていただきます。

今後、団塊の世代がデマンドバスを利用するようになると、利用が増えることが予測されると思いますが、どのように対応する予定か、また、現在対応していない時間帯、

早朝と夕方以降の運行について、どのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えいたします。

御質問の1点目、利用者が増えた場合の対応についてでございますが、地域公共交通は、その時々々の需要や地域の実情を勘案しつつ、随時適切な手段に切り替えていく必要がございます。

現在運行している美山地域デマンド型交通につきましても、利用状況を踏まえつつ、適宜手段を変更していくことが望ましいと考えており、利用が増える場合には、定時定路線型への切替えを含め、最適な手段での運行を検討してまいりたいと考えてございます。

御質問の2点目、美山地域デマンド型交通の早朝と夕方以降の運行について、どのように考えているかについてでございますが、現在の美山地域デマンド型交通は、岐北線が運行していない平日の中間帯を交通空白地として自家用有償旅客運送の登録を受け、運行しておりますので、岐北線が運行している早朝及び夕方以降に運行しようとする時と、どちらかの運行形態に絞る、選択する必要がございます。

美山地域において、岐北線は幹線として重要であり、岐北線を存続する必要があると考えておりますので、現在のところ、美山地域デマンド型交通の早朝及び夕方以降の運行は考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 今、課長から答弁いただきました。

美山地域においては、岐北線は大変幹線として重要でありということで御答弁いただきました。

本当にそれは、住民にとっても、本当、岐北線は歴史があり、大変重要な幹線なので、今後も存続に御尽力いただきたいです。

次の質問に移らせていただきます。

質問番号2番目、がん検診について、健康介護課長にお尋ねいたします。

医学の進歩により、国民病とも言われるがんは治る時代に向かっています。また、がんは早期発見、早期治療ができれば、高い確率で治癒することができるようになってきています。

ただし、早期のがんは、ほとんどの場合、自覚症状がありません。

そこで、早期発見できるよう、取組として、山口市においては、今年から、40歳、45歳、50歳、55歳の方に、がん検診無料クーポン、これは胃がん、肺がん、大腸がん、乳が

ん、子宮頸がんが配付されています。がん早期発見、がんによる死亡率を減少させる、すばらしい取組と私は考えます。

そこで、健康介護課長にお尋ねします。2点お尋ねします。

1点目、無料クーポンの市民の方の利用状況について、2点目、周知の方法について、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市民の方の今年度からの無料クーポンの利用状況についてでございますが、10月末現在の利用者数、利用率、令和4年度節目年齢の実績数の順にお答えします。

胃がん検診クーポン送付人数880人に対して、64人、7.3%、23人。大腸がん検診、肺がん検診とも、クーポン送付人数1,256人に対して、大腸がん検診、97人、7.7%、55人。肺がん検診、87人、6.9%、26人。乳がん検診クーポン送付人数477人に対して、71人、14.9%、59人。子宮頸がん検診クーポン送付人数608人に対して、75人、12.3%、62人でございます。

なお集団検診は終了しておりますが、各医療機関においては、乳がん検診は来年2月まで、それ以外のがん検診は来年1月まで実施しておりますので、利用者の方は若干増える見込みでおります。

御質問の2点目、周知の方法についてでございますが、5月に受診票を送付した際に同封しました案内に記載したほか、広報紙5月号及び市ホームページに掲載しております。

また、クーポン対象者には、分かりやすいよう、受診票とは別にクーポンのみ郵送しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） これ、私自身も40歳の節目クーポンということで、実際受診させていただきました。まだ実施期間も来年も残っているということなので、なるべく多くの市民の方に受診していただけるよう期待しております。

以上で質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

通告順位5番 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 議長より発言の許可をいただきましたので、2点、一般質問をさせていただきます。

1点目は、環境教育の推進についてでございます。

学校における環境教育の国の方針について少し整理をしますと、平成15年に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、環境教育推進法が制定され、環境教育を次のように定義しております。

環境教育とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全に関する教育及び学習をいう。

その後、平成18年に改正された教育基本法には、教育の目標に、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことが新たに制定され、平成19年、学校教育法には、義務教育の目標として、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことが新たに制定され、平成20年の中央教育審議会答申には、社会の変化への対応の観点から、教科等を横断して改善すべき事項として、環境教育が盛り込まれております。

環境教育の狙いは、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成であり、持続可能な社会は、環境だけでなく、社会的公正や経済など幅広い領域と関係していることから、環境教育を多くの分野の教育と結びつけて取り組む必要があります。

自然災害や地球規模の環境問題などが懸念される、これからの時代を生きていく上で、環境教育は大切な役割を担っていると考えます。

そこで、教育長にお尋ねします。

本市においては、教育現場では、市内全ての小学5年生が自然体験学習、森と川の学校を、また、各学校では米づくり体験や川での環境学習などを実施されていると伺っていますが、教育委員会や小中学校での環境教育の取組状況と現状の課題についてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 御質問の環境教育の取組状況、現状の課題についてお答えします。

現在、各学校で行う環境に関する教育としましては、浄化センターや浄水場の見学を通して、廃棄物の処理や節水の意義を社会科で学習します。また、石田川や鳥羽川、武儀川の水質や生物の観察を通して、環境保護について理科で学習します。

そのほかにも、米づくりの体験を通して、自然環境について学んだり、実際にリサイ

クル活動を行ったりして、環境問題に対して、自分ができることを探求していく総合的な学習も進めています。

教育委員会としましては、児童・生徒の発達段階に応じて、実際に美山の森を歩き、武儀川の美しさに気づいたり、古城山の遺構を巡り、500年前の時の流れに思いをはせたり、鳥羽川堤防に残る段差から地震を考察したりするなど、実体験を重視した学習を通して、児童・生徒一人一人が自身の感性を磨き、実社会の様々な問題を考える足場になる経験値を持たせる授業を計画的に進めています。

今後は、それぞれの学校で行われている地元をフィールドにした環境教育体験プログラムを他校でも共有できれば、児童・生徒の学びは一層広がり、山県学園構想がもたらす豊かな教育への向上が期待できると考えています。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 各学校で様々な環境教育の取組が実施されていることを伺いました。

教育委員会が進める、森と川の学校については、昨年9月の議会で御質問した際に、体験や観察調査を通して、現場で得られる情報や発見、疑問をよりどころとして、自らの問いを仲間とともに解決していく学習、いわゆるアクティブラーニングの実施が主たる目的であるとの答弁をいただきました。

社会が複雑化し、時代の変化のスピードが加速度的に速まっているこの時代に、自ら問いを立て、解決していくことは決して生易しいことではありません。

例えば、この山県市においても、少子高齢化や人口減少が著しいという課題がありますが、それをどう解決していくのかという、そういった問いを立てることは誰でも簡単にできますが、それをどう解決していくのかというプロセスは、他の地域のまねごとや前例踏襲ではなく、山県市の状況に合った解決策を導く必要があり、安易に答えが見つかるものではありません。

これからの時代を生きていく子供たちに、多様な実体験から自ら問いを立てて考え、解決策を導き出していく人材を育てていくことは、ますます重要になってくると考えます。

それでは、再質問ですが、地域の方や専門家の方と連携した学びの充実について、教育長にお尋ねをします。

それぞれの学校で環境教育の取組が行われており、今後は環境教育に関わる体験プログラムを山県学園構想によって共有化していきたいとの御答弁をいただきました。また、

教員の皆さんが工夫を凝らして授業を組み立ててこられていることも感じました。

しかし、教員の方々や授業時間内での取組にはどうしても限界があると思います。より専門的なことや地域に根差した環境教育を実施しようとする、地域の方々や専門的な知識を持った方と連携して進めることが必要であり、事業の中で芽生えた探究心の種をより深く学び、探求しようとしていこうとすると、学校外への活動も必要になってくると考えます。

先月、11月ですが、森林文化アカデミーで開催されたドイツとデンマークの森林環境教育視察ツアー報告会がありましたので、参加してきましたが、次のような報告がありました。

ドイツの郊外の森の中にユースファームという場があり、敷地内には、馬や羊、ヤギや鶏などの家畜に加え、畑やキッチン、工房などがあり、放課後には小学生がやってきて、自然と異年齢交流が生まれていました。このユースファームに限らず、放課後に様々な団体が特色のある活動をしていました。また、この活動は、行政予算と、この地域で育った大人たちからの寄附により支えられているとの話を伺いました。

この事例はドイツの都市郊外の事例であり、人口規模等、そのまま山県市に置き換えて取り組むことはできないかと思いますが、山県市においても、地域で様々な活動をしている個人や団体の方が見え、また、既に事業の中で連携して取り組んでおられる事例もあるかと思いますが、地域の方や専門的な知識を持った方と、より連携を深めた環境教育の学びの場があると、子供たちがこれからの時代を生きていく、生きる力がより育まれるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問の地域連携による学びについてお答えいたします。

議員御発言にもありましたが、環境教育推進法が定義する環境教育は、家庭、学校、職場や地域その他あらゆる場において行う教育や学習を指しています。このことは、学校教育以外の教育の場も子供の成長には重要かつ必要不可欠であるということだと捉えています。

一般論として、これまでの教育の充実の議論は、学校教育において、多様な教育プログラムをいかに実施するかが論点の中心でした。議員御提案の地域の教育力を授業や放課後等の時間を学習の場にして展開していくという考え方は、山県学園構想の基軸である、地域の中の学校というコンセプトに合致します。

教育委員会としましては、現在、生涯学習課が主管する小学校3年生の希望者を対象に実施している放課後子ども教室の発展形として、地域にある教育プログラムを、例え

ば放課後の学校で、地域住民の方が地域の先生となって、様々な教育の提供ができる新たな仕組みを検討し始めたところです。

家庭の経済力や教育環境と子供の学力が関連づけられる発言がある中で、放課後の学校が全ての子供たちに平等かつ公平に与えられる、新たな学びの居場所となる方策は、子供の将来の自己実現への生きる力になることが期待できると考えます。

地域の教育力と放課後の学校のマッチングという挑戦は、山県市民に今なお引き継がれている、地域の子供は地域で育てるという強い心根が存在するからこそ、私もその実現に向けて、丁寧に具現化したいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 地域の中の学校という話をいただきましたが、山県学園構想をさらに進化して、地域とともに自然体で子供たちを育ていけるような取組に期待をして、次の質問にさせていただきます。

2点目、脱炭素社会の実現に向けて。

国は、脱炭素社会に向けて、2050年までにCO₂排出を実質ゼロにするという目標を掲げました。GX基本方針には、徹底した省エネの推進や、再生可能エネルギーの主力電源化などが含まれ、本年5月にGX脱炭素電源法が成立しました。地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入促進が図られています。

また、山県市では、令和4年6月にカーボン・マイナス・シティ宣言をし、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用しながら、脱炭素社会の実現に向けて取り組み始めたところです。

そこで1点目に、再生可能エネルギー導入に向けての現状と今後の方針について、市民環境課長にお尋ねします。

次に、個人の意識調査として、国土交通省では、2022年5月に脱炭素に関する国民意識調査を実施しており、この調査では、日常生活において、脱炭素に向けた行動を3人に1人が実施していると答えており、その理由や背景については、一人一人の行動が重要だと思うからが最も高く、脱炭素に向けた取組は暮らしを豊かにするとの考え方に賛同する人は40%、賛同しない人は40%となっております。

近年、脱炭素社会という言葉をよく耳にするようになり、社会的機運が高まっているようにも感じますが、市民一人一人にはまだ根づいていないとは言い難い状況だと思えます。

本年11月に全議員で武蔵野市の武蔵野クリーンセンターに視察に行きましたが、ごみ

処理の中間施設に併設して、むさしのエコr eゾートという施設がありました。ここでは、児童向けに環境学習プログラムやワークショップ、市民向けの環境啓発活動などを行っており、子供から大人まで、環境のことを体験しながら、楽しく学べるような工夫を感じました。

脱炭素社会の実現に向けて、市民の皆様にも主役となっていただくため、脱炭素社会の理解と参加意識を高めることが重要と考えます。

そこで、市民一人一人が脱炭素社会への理解を深め、参加意識を高めるため、環境普及啓発をどのように進めていくのか、現状の取組状況と今後の方針について、市民環境課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

1点目、再生可能エネルギー導入に向けての現状と今後の方針についてでございますが、現在までの取組といたしましては、議員御承知のとおり、山口市は、カーボン・マイナス・シティ宣言と世界気候エネルギー首長誓約を行い、市内のエネルギー消費や再エネポテンシャルを確認するべく、各種調査を実施したのをはじめ、市内事業者などによる脱炭素事業を推進するための脱炭素協議会が設立されましたので、情報を収集しました。

また、国が推進する地域脱炭素事業に取り組むために、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業への申請を行い、今年5月に採択されて、令和10年度までの事業計画の認定を受けることができました。

今年度は、重点対策加速化事業を活用しまして、高富小学校への高効率空調の導入を行い、市内の個人向け太陽光発電補助事業では、募集開始後に多数相談があり、交付件数が早期に決定するなど、関心の高さをうかがえるものでした。

今後の方針につきましては、令和6年度に美山支所改築に伴い、建物の断熱性能向上や高効率省エネ設備を導入し、太陽光発電設備（P P Aモデル）を設置して、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスのZ E Bを目指していきます。

以降、公共施設や遊休地を活用した太陽光発電設備の導入や公共施設への高効率機器の導入、公用車の更新に伴うE V車の導入、公共施設にE V車専用充放電設備の導入などを計画していきます。

また、個人向けの補助金事業では、令和6年度以降、民間事業者も利用できるよう、各種メニューを拡充して、周知を図っていく予定です。その他、脱炭素社会の実現に向けて、国の機関などから情報収集を行い、市民の皆様にも周知ができるよう努めてまいります。

ます。

御質問の2点目、脱炭素社会への理解を深め、環境普及啓発をどのように進めていくか、現状の取組状況と今後の方針についてでございますが、現在までの環境や脱炭素の普及啓発につきましては、市内の清掃活動（クリーン作戦）及び花飾り事業による地域美化意識の推進、促進向上、資源ごみ等のリサイクル活動など、市民の皆様の協力を下に周知活動を行いました。

また、SDGsや脱炭素を楽しく学ぶイベント、サステナブル山県では、身近な取組からチャレンジできるよう、楽しく学ぶをテーマに開催、今年度は、一般社団法人オクタス山県が新たに企画・運営を行い、サステナブル山県を2回開催し、来場者と一緒に、脱炭素につながる身近な活動として実施いたしました。

今後の方針、取組といたしましては、カーボンマイナスチャレンジを合い言葉に、現在までの活動を維持しつつ、サステナブル山県を引き続き計画していくのはじめ、新たに環境教育として、ペットボトルリサイクルの周知活動や、企業と協働で学習の場が創出できないかと模索しているところでございます。

また、市民の皆様には、ごみ処理の問題にも関心を持っていただきたく、将来的には、可燃ごみに混在しておりますプラスチックごみのリサイクル促進も近々検討していかなくてはならないのだと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 再生可能エネルギーについては、美山支所をはじめ、公共施設や遊休地を活用した太陽光発電設備の導入をしていく計画であることや、プラスチックごみのリサイクル促進を検討していくとの御答弁をいただきました。

太陽光発電設備等のリサイクルやエネルギーの地産地消の観点から再質問をします。再質問は市長に伺いたいと思います。

太陽光発電設備について、通常、太陽光パネルは20年ほどで劣化してしまうため、パネルの大量廃棄が懸念されています。

そのような中、太陽光パネルの6割を占めるガラスやアルミ枠などを再利用しようとする開発が進められているようです。

このように、資源を再利用する循環経済の取組をサーキュラーエコノミーと言い、今、世界中の企業に広がりつつあります。サーキュラーエコノミーってなかなか聞き慣れない言葉かもしれませんが、このサーキュラーエコノミーとは、持続可能な経済・社会の実現に向け、従来の3R、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルの取組に加え、資

源投入量、消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて、付加価値を生み出す経済活動のことで、循環経済とも言われています。環境問題の解決と同時に経済成長を目指していこうとするものであります。

愛知県ではあいちサーキュラーエコノミー推進プランを作成し、事業者、経済団体、金融機関、大学、行政など、多様な主体と連携しながら、プラスチックや太陽光パネルなどを循環利用するモデル事業の展開や、循環ビジネスの振興などを通して、サーキュラーエコノミーへの転換を進めようとしております。

サーキュラーエコノミーというモデルで、廃棄物を出さない仕組みを企業のビジネスに当てはめ、見直すことで、新たなビジネスを創出したり、また、山県市が現在取り組んでいる政策に当てはめ直すことで、新たな仕組みができたりするのではないかと考えます。

また、太陽光発電設備の導入を進めていくとの答弁をいただきましたが、発電された電気の活用についても考えてみたいと思います。

先ほど、先月、ごみ処理施設を中心に視察をしてきたという話をいたしました。武蔵野市では、ごみ処理施設でごみを燃やした余熱を利用して電気をつくり、市役所や体育館、小中学校などの公共施設へ供給しておりました。

また、宮城県栗原市の築館クリーンセンターというところでは、焼却炉の廃熱をビニールハウスに供給して、コーヒーを栽培し、また太陽光パネルによって発電された電力がプラントに供給されている仕組みになっておりました。

このようなエネルギーを地域内で循環する取組は、蓄電システムの導入によって可能となり、災害時においても、エネルギー供給のリスク分散により、ライフラインの安定確保につながります。

この視察の帰りの新幹線の中で、将来的に市内で起こしたエネルギーを市内に供給して、町全体でエネルギーの地産地消が図れないかなということ、思いを巡らせて帰ってきました。

そこで市長にお尋ねをします。

1点目は、環境問題と経済成長の解決を両立するサーキュラーエコノミーを推進していく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、再生可能エネルギーについては、太陽光発電設備を導入していく方針とのことですが、発電された電力を市内の施設に供給し、地域全体でエネルギーを融通する、エネルギーの地産地消を進めてはどうかと考えますが、これはすぐにできることではないかもしれませんが、将来に向けての展望をお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問についてお答えをいたします。

再質問の1点目、サーキュラーエコノミーを推進していく必要についてでございますが、山口市では従来から取り組んでおります3R、リデュース、リユース、リサイクルにとどまらず、SDGsの達成に向けた重要な手段といたしまして、環境型社会の強化に取り組んでいかななくてはならないのではないかと考えているところでございます。

2点目でございますが、地域全体でエネルギーを融通するエネルギーの地産地消を進めてはどうかでございますが、国の重点対策加速化事業を生かしまして、公共施設への再エネ事業などを推進しているところでございますが、現時点では、地域全体でエネルギーを融通するにはまだまだ程遠いものがございます。

今後におきましては、この地産地消の仕組みを構築して、少しでも域内で循環できればと計画し、これからの脱炭素事業を契機といたしまして、地域経済の活性化が生まれるよう、重要な活動となるよう、取り組んでいければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

通告順位6番 操 知子君。

○9番（操 知子君） 立憲民主党の操 知子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って、熊による人身被害の防止について、農林畜産課長へ質問いたします。

熊による人身被害は深刻さを増しております。平成20年頃からの熊に関する推移を見てみますと、当初は、北海道、東北地方での人身被害が多い傾向にあった熊被害であります。令和に入り、中部地方でも増加が見られ、本年10月には、過去最悪の164件、180人、うち死者5人の被害となり、11月にはさらに拡大し、11月末には193件、212人、うち死者6人に上っている状況であります。

ニュースを拝見しますと、北海道では、登山中の大学生がヒグマに襲われ、死亡し、秋田県では、頭をかみつかれ、右耳を引きちぎられ、重傷、群馬県では、顔をひっつかかれ、右半分の皮が剥がれ落ちて出血、また、山形県では、市街地や保育園の敷地内を歩く熊が目撃されており、この一般質問の調査を進めていく間にも、この山口市でも冬眠するまでの期間は熊による被害が発生するおそれのある状況であります。熊の被害がなくなることを願います。

さて、山口市のこれまでの状況を見てみますと、令和5年度の熊の目撃情報は、5月、葛原八月地内の1件、6月、神崎・片原地内の2件、10月、梅原・中洞・桜尾地内の3

件、11月、高木・富永地内の2件の計8件、過去10年間の人身被害は0件、過去10年間の捕獲許可件数は、平成28年度3件、平成29年度2件、平成30年度3件、令和元年度1件、令和2年度8件、令和3年度3件、令和4年度2件、令和5年度11月19日時点では0件となっております。

また、ブナ、ミズナラ、コナラの堅果類の豊凶が熊の出没に影響を与えているとされていることから、環境省では、都道府県からの堅果類の着花結実情報を集積しておりますが、岐阜県では、ブナ、ミズナラが凶作、コナラが並作となり、その中でも、特に山県市への影響が出やすい本巢市根尾大河原にある岐阜北部の予測調査地点では、ブナ大凶作、ミズナラ凶作となりました。

国においては、11月10日に熊緊急出没対応事業として、補正予算7,300万円が閣議決定され、それにより、熊の生息状況調査と捕獲、集落環境点検と、柿など放棄果樹などの伐採計画、県と市、警察、狩猟団体、専門家、地域住民との連絡体制構築が都道府県により実施されることとなりました。

そこで、国や県の対応を踏まえた上で、山県市における対策をお尋ねします。

1点目、市民の皆様への周知として、2019年10月更新の「クマの出没にご注意を」とするホームページの啓発がありますが、今後の周知方法について。

2点目、自然の美しさが魅力的な山県市の観光スポットではありますが、登山・散策ルート、河川における人身被害の防止への対策について。

3点目、令和2年度作成、令和3年度から5年度の間山県市鳥獣被害防止計画では、対象鳥獣としては指定されておりましたが、次期計画での指定について。

4点目、迅速な対応が必要な冬眠期までの期間と、それ以降における柿の木の伐採に関する計画について。

以上4点を農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市民の皆様への周知としてホームページの啓発がありますが、今後の周知方法についてでございますが、引き続きホームページにて、熊の出没に関する注意喚起を行ってまいります。

また、市内において、熊の目撃情報があった場合には、必要に応じて、対象地域に対し、屋外拡声機にて熊の出没についてのお知らせを行い、周知を徹底させたいと考えております。

御質問の2点目、山県市の観光スポットや登山・散策ルート、河川における人身被害

の防止への対策についてでございますが、熊の出没を想定し、登山・散策ルートには、熊出没に対する注意看板を設置しております。

御質問の3点目、現在の山県市鳥獣被害防止計画では、対象鳥獣としては指定されておりませんが、次期計画での指定についてでございますが、今後、対策鳥獣としての指定につきましては、岐阜県からの指導をいただきながら、次期計画における指定の記載について考えてまいります。

御質問の4点目、冬眠期までの期間と、それ以降における柿の木の伐採に関する計画についてでございますが、現在、伐採に関する計画はございませんが、ホームページにて、熊を人里に近づけない対策として、所有者の方に利用していない栗や柿の木の伐採を促しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） 先ほどの質問のうち、2点目の登山・散策ルートなどにおける対策について、再質問を行います。

環境省では、相次ぐ熊被害を踏まえて、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣へ追加することへの可否について、熊の冬眠が明け、活動が再開する新年度が始まるまでに結論を出すようにと検討がされている段階です。

岐阜県では、昨年度の1件に対して、本年度には、11月18日時点において、飛騨市1件、高山市2件、中津川市1件、本巣市2件と、合計6件発生しております。

環境省によりますと、ツキノワグマの行動範囲は、地域や季節、環境によって様々ではあるものの、雄で30キロ平米から100キロ平米、雌で20キロ平米から50キロ平米であるとされておりますが、山県市では11月の時点で8件の目撃情報があり、近隣の本巣市では人身被害2件が発生する中、どれほどの方々が熊による人身被害防止への対策を講じているのでしょうか。

さて、秋田県仙北市では、平成29年及び平成30年に死亡事故が発生し、令和4年に人身事故が発生したことから、本年度には、林野庁秋田森林管理署及び仙北市、県、警察などの関係機関と検討、調整し、国有林への入山を規制しました。

秋田県では、直近5年間の出没情報、人身被害情報も多く、令和元年度から4年度までには672件、931件、864件、730件の出没情報があり、人身被害は、合計40件、42人、そのうち2名の方が亡くなっております。本年度においては、11月30日時点で3,000件の目撃情報と、62件、72人の人身被害が既に発生しております。林野庁におけるブナの結実状況は、周辺地域ともに大凶作となっております。

また、三重県名張市地内では、9月27日に赤目四十八滝において、観光客からの熊のような目撃情報を受け、翌日からの4日間を独自で一部入山規制しました。三重県における、令和元年から4年度の出没情報は、26件、25件、12件、19件であり、人身被害は、合計18件、19人、そのうち死亡者数は0人。本年度には、11月末時点における人身被害はないものの、23件の目撃情報がありました。堅果類の着花結実情報は未調査であります。

熊による人身被害に対する危険度は決して周知されているとは考えられず、市民の命や観光客の命を守るには、災害発生または発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険防止のために市町村長の権限で立入禁止を命ずることができる災害対策基本法63条の下に入山規制を検討することが重要であるかと考えます。

そこで、熊出没の確実な映像などがある場合を含めて、どのような状況のときに入山規制を行っていくお考えなのか、農林畜産課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

御質問の熊出没の確実な映像がある場合などを含めて、どのような状況のときに入山規制を行っていくのかという御質問でございますが、一般的に、山中にはやはり熊が生息しておりまして、出没に対する注意看板の設置や注意喚起の周知も行っております。

今後、熊が出没した状況であっても、特段、今のところ入山規制は考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○9番（操 知子君） 以上です。

○議長（山崎 通君） 終わりますか。

○9番（操 知子君） 以上で終わります。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で2時5分より再開いたします。

午後1時50分休憩

午後2時05分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、2点質問をさせていただきます。

1点目、市営住宅入居に関する保証人規定についてお尋ねをします。

私は数か月前にも何度か、本市の市営住宅への入居の際の保証人確保について相談を受けたことがありました。その後、いろいろ調べてみましたが、近年、市営住宅の在り方が大きく変わってきていると感じました。

民間の住宅が充実したこともあり、若い世代の住居が減少してきており、今後は、民間の住宅に入ることが困難な方の利用が増えていくことが予想されているようです。低所得者や高齢者、障がい者等をはじめ、住宅確保に配慮を要する人にとって、保証人が確保できないために、市営住宅に入居できないことが課題となっています。

平成30年1月に、総務省は、保証人を確保できないことを理由とする入居辞退が発生していることから、安心して暮らせる環境の充実を図る観点から、入居者に対する対応状況、支援の実施状況等を調査し、結果を取りまとめ、必要な改善措置を行うように、厚生労働省、国土交通省に勧告をしました。

そして、両者は、その年8月に改善措置状況を示しています。その中には、保証人の確保が困難な入所希望者への対応が挙げられており、国土交通省は、保証人を確保できないために、市営住宅に入居できないといった事態が生じないように要請をしてくれています。

そうした中、近年、新たな動きがありました。令和4年10月に総務省中部管区行政評価局が、保証人規定は必要な人の入居を妨げていると指摘し、保証人の確保が困難な人の公営住宅への入居に関する調査結果を公表し、中部地方整備局に対して、改善を求める所見を通知しました。

そして、今年3月29日付で、中部管区行政評価局は、改善措置状況を公表し、中部管区では12の事業主体、公営住宅を管理する都道府県及び市町村をいいますが、新たに条例から保証人規定を削除されたとしました。

本市では、山県市市営住宅管理条例11条及び同条例施行規則の規定により、例外規定はあるものの、1名の連帯保証人の届出が義務づけられています。本市でも近年少し緩和されてきた保証人の件ですが、今は時代に即した対応が求められていると考えます。

そこで、建設課長にお聞きをします。

現状、本市には、市営住宅として、どこに何戸あり、何世帯、何名の方が入居されているのか、入居状況をお聞きします。また、入居に対する問合せ状況はどのようなか。

以上2点、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市営住宅がどこに何戸あり、何世帯、何名が入居されているのかに

ついてでございますが、市営住宅は市内の4か所に設置しており、佐賀地内の金池住宅では13戸で9世帯、11名が、高富地内の寺洞住宅では2戸で1世帯、2名、西深瀬地内の唐鋤住宅では6戸で4世帯、6名、岩佐地内のサンセイス美山では15戸で14世帯、36名がそれぞれ入居となっております。

なお、サンセイス美山を除く、その他の市営住宅の空き室においては、築年数が古いことから、政策空家としており、現在、入居者の募集は行っておりません。

御質問の2点目、入居に対する問合せ状況についてでございますが、正確な問合せ数の把握はできておりません。なお、過去3年間では、サンセイス美山において、令和3年度に2戸、令和4年度に2戸の退去に対して、修繕後の募集により、令和3年度に2戸、令和4年度に1戸の入居があり、その際は抽せん等は行っておりません。また、残りの1戸については、現在、入居募集中の状況であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 本市の市営住宅の戸数は36戸ということでしたが、うち、新たに入居可能な市営住宅の戸数は、サンセイス美山の15戸のみということですか。

例えば県内で一番人口が少ない白川村は、人口が1,511人で、村営住宅が20戸、次に人口が少ない東白川村でも、人口2,017人で、対して57戸、近隣市町の市営住宅の戸数は、美濃市が人口1万9,267人で254戸、本巣市が人口3万2,940人で125戸となっています。

令和5年4月1日現在で、岐阜県内で市町村が管理する公営住宅に入居の際の保証人確保を求める規定が削除されているのは、岐阜市、下呂市、美濃市、七宗町、池田町、大野町の6市町になります。また、本年9月には海津市でも保証人確保規定が削除されました。

その7市町が管理している戸数は、下呂市が622戸、七宗町91戸、池田町が110戸、大野町が48戸、海津市が94戸というように、本市が管理している市営住宅の戸数がほかの市町に比較してもかなり少ないことが分かります。これは管理しやすい状況にあると思います。

また、本市の家賃収入率は、令和1年度で89.2%、徐々に上がって、令和4年度は99.2%となっており、戸数が少ない分、1回の未納分で変動が大きくなるようですが、きちんと納付されている方のほうが多いのではないかと思います。

そこで、市営住宅入居の際の保証人確保を求める規定の削除について、保証人規定を残している事業主体は家賃収納率の低下が懸念されるとか、緊急連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているなどを理由と挙げています。

一方求めていない事業主体では、入居者への早期かつ、きめ細やかな納付指導、緊急連絡先の届出で対応するなど、保証人の規定を削除しても、デメリットはあまりないとしています。

このようなことから、再度、建設課長にお聞きをします。

本市においても、国交省からの要請を踏まえ、改めて条例を見直す時期に来ているのではないかと考えますが、本市の市営住宅入居に関する保証人規定の削除についてどのような考えなのか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 再質問にお答えします。

現在山口市において、市営住宅入居の際には、条例により、入居者と同等程度収入を有することなどの条件を有した連帯保証人を求めておりますが、議員御発言のとおり、今後、住宅の確保に配慮が必要な人にとって、保証人確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないように、保証人の取扱いを考えていく必要があると考えております。

一方で、山口市の家賃収納率は、他の自治体に比べて高いほうであると思われませんが、一部の入居者において、連帯保証人により、滞納分家賃の納入があるのが現状であり、保証人規定廃止により、家賃収納へ影響することが懸念されることも否めません。

しかしながら、昨今の社会的情勢を踏まえ、岐阜県を含め、県内自治体においても、保証人の取扱いについて配慮する方向に向かっております。

山口市においても、他の自治体の対応策を参考にして、例えば、保証人に代えて緊急連絡先や身元引受人を求めるなどの対応策を行った上で、条例から保証人規定を廃止し、住宅困窮者に適切に市営住宅を供給できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 条例から保証人規定を廃止するよう努めていくということでした。公営住宅の入居に当たり、保証人を見つけられずに困っているという課題でありますので、入居者の負担軽減のために適切な改善をお願いして、次の質問に移ります。

森林整備についてお尋ねをします。

森林の代表的な機能として、温室効果ガス削減や、木の根は土を固定し、土砂崩れなどの災害を防ぎ、雨水が落ち葉を通して地中にゆっくり浸透することで、川への急激な流出を緩和するとともに、水を浄化しています。

山口市の地目別では、森林が約84%を占めており、農用地約6%、宅地3%、道路約

2%となっており、森林が占める割合が多いことが分かります。

この豊かな森林が持つ多くの機能を生かすには、森林をしっかりと整備していくことが必要です。林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林があることや、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。荒れた森林も多く、民家への影響や、異常気象による豪雨などでの土砂災害、倒木といった被害も危惧をされています。

このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として森林環境譲与税の譲与が、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして森林経営管理制度がスタートしました。そして、来年度からは、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が、国税として年額1,000円が個人住民税に上乗せをされ、徴収をされます。

一方、森林環境譲与税は、令和元年度から譲与されていますが、納税される森林環境税は、森林環境譲与税として、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口によって按分されて、県や市町村に配分をされ、森林経営管理制度をはじめとする森林整備や、その促進のための取組に活用されます。

森林環境譲与税の用途は、市のホームページでの公表が義務づけられているため、本市でも確認できますが、令和3年度までは公表されています。そうした貴重な財源を活用して森林の整備が進められます。

この森林経営管理制度とは、手入れが十分に行き届いていない森林の整備を進めていくために、森林を所有している方には、適切な手入れなどの経営管理を行う義務がありますが、御自身で管理するのが難しい場合や、相続などで受け継いだ森林の扱いにお困りの場合、森林の経営や管理を市町村に任せるものです。

令和3年度末までに、全国の1,225市町村で森林経営管理制度に係る取組を実施し、975市町村で、森林所有者に対して意向調査を実施しています。本市は、令和元年度に意向調査に取り組むと回答をしており、市に任せるのかどうか等の意向調査を随時全調査を行うこととなっています。

そこで、農林畜産課長にお聞きをします。

1点目、意向調査の進捗状況と、結果がどのように反映されているのか。2点目に、令和元年度から始まった森林環境譲与税の財源で、令和元年度分1,489万7,000円と、令和2年度分1,943万3,000円、合計3,433万円が、基金積立てとなりましたが、その用途はどのようなか。

以上2点についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、意向調査の進捗状況と結果の反映についてでございますが、まず、本市の森林経営管理制度の方針を説明させていただきます。

山口市は、この制度を活用して、森林整備を効率よく着実に進めるため、全域にわたって取り組む前にモデルケースとして実施し、その実証結果を踏まえた上で、本格的に実施していく方針でございます。

さて、御質問の意向調査の進捗状況につきましては、令和4年度に伊自良北部地域をモデル地域として、意向調査を実施しました。なお、モデル地域が占める未整備森林面積は、市全体の未整備森林面積に対して約2%となります。

令和4年度の意向調査では、36名、37.43ヘクタールに対し、調査票を発送し、30名、29.09ヘクタールから回答があり、回答率は83.3%でございました。

また、意向調査の結果の反映につきましては、意向調査の選択肢は、自分で整備すると、自分で林業事業体に委託依頼する、市の仲介による整備を希望する（森林所有者の経済的負担なし）としまして、そのうち、市の仲介による整備を希望すると回答を得られたのは、回答を得られた30名のうち、24名、26.93ヘクタールでございました。

今年度、その意向を示された森林所有者及び森林の情報を林業事業体に情報提供いたしましたので、今後、林業事業体から森林所有者に対して、森林整備の方法について提案され、順次、森林整備が進むものと考えております。

御質問の2点目、森林環境譲与税の基金積立てとなった用途についてでございますが、令和3年度の森林環境譲与税は3,547万6,000円が交付され、森林環境整備事業、林道改良事業、被害森林処理事業、木育製品導入事業に、同額の3,547万6,000円を支出しており、基金への積立額はございませんでした。

令和4年度の森林環境譲与税は、4,467万4,000円が交付され、新たに森林経営管理制度の関連事業として、意向調査、集積計画等作成に着手し、6,023万6,000円を支出に対し、基金から1,556万2,000円を繰り入れております。その結果、令和5年度当初の基金残高は1,876万8,000円となっております。

なお、令和4年度の用途詳細につきましては、令和6年1月までに、山口市ホームページにて公表させていただく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 本市のように、森林が占める割合が多い地域の中で、森林経営管理制度による森林整備事業が始まったというふうに感じます。

他市を見てみると、令和3年度末までに262市町村が約9,100ヘクタールの集積計画、

これは市町村が森林所有者から受託することを策定し、そのうち48市町村が約1,100ヘクタールの配分計画、これは市町村が林業経営者へ再委託するものですが、それを策定し、その前年度から1年で約3倍にも取組が増加をしています。

しかし、本市でも、特に美山地域などでは、以前から林業事業体の皆さんが個人の私有林の整備、管理をいただいています、今後の事業推進の中でも、森林事業者さんの協力は欠かせないものだと思います。

森林経営管理制度により期待できる効果として、市の関与により、森林所有者が安心して市に経営管理を委ねることができ、また、これまで手入れができなかった森林の整備が進むことで、森林が有する災害防止や木材生産、人材育成など、多面的な機能を発揮させることが可能となります。

森林整備では、伐採跡地などに植林を植える植栽、植えられた生育の妨げになる草木を刈り取る下刈り、樹木同士の過密さを防いで、適切に日光が当たるように、一部の樹木を伐採する間伐、そして、これらの作業に必要な林道の整備など、様々な取組があります。

また、花粉発生源対策としての杉の植え替え、民家やインフラ施設周辺の森林整備など、地域の課題に応じた取組も求められています。

また、森林整備を担う人材育成として、林業の担い手を育成するための研修や、林業従事者への安全防護服の購入補助、林業に必要な技能講習経費への助成なども行われています。

木材利用の普及啓発としては、森林整備に伴い、伐採、搬出される木材を建設物等に利用していくことなど、森林整備の必要性や木材利用の意義等についても住民の皆様に広くお伝えすることなど、税の使途の取組についてのイベントの開催なども重要なことだと考えます。

本市の個人私有地未整備森林面積は、伊自良地域は145ヘクタール、次に、高富地域が250ヘクタール、最も多い地域が美山地域で3,518ヘクタールと、有効的かつ優先的箇所に計画的な森林整備を行う必要があると考えます。

まずは、一連の作業の入り口となる意向調査対象森林をどのように選定し、優先順位を定め、順次、意向調査を進めていくのか。2点目に、森林の事業展開の推進や取組についての考えはどのようなか。

以上2点について、農林畜産課長にお聞きをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、意向調査対象森林についてでございますが、意向調査の対象となる森林は、私有林の人工林のうち、10年以上未施業の森林を選定しております。

議員御指摘のとおり、その面積は、山縣市全体で3,919ヘクタールとなります。段階的に3,919ヘクタールの意向調査を実施する予定で、山縣市全体を12の地域、高富2地域、伊自良2地域、美山8地域に分けて、順次実施していきたいと考えております。

地域の優先順位につきましては、森林の占める面積割合が低く、また、放置された里山林が多く、市が積極的に推進策を講じなければ、林業生産活動の進展が期待できない地域を優先して着手する方針としました。

具体的には、高富地域と伊自良地域を優先して実施し、その後は、森林率が高く、林業生産活動が盛んな美山地域を実施する予定でございます。

御質問の2点目、森林の事業展開の推進や取組についてでございますが、現在、国や県、市において、林業事業者向けの様々な森林整備の補助事業があり、木材生産林であれば、森林経営計画の策定、編入を行って、国の補助事業により、利用間伐を実施するほか、奥山などの条件の不利な林分につきましては、県の補助事業や森林環境譲与税を財源とした市単独の間伐補助事業がございます。

これらを各林業事業者がうまく活用して、森林整備を推進できるよう、林業事業者への支援を含め、情報提供や助言等を行っていききたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 最後に、令和6年度から税の徴収が始まることにより、さらなる説明責任を果たしていくという観点からも、今年度中には森林経営管理制度推進のための全体計画を作成する必要があるのではないかと考えますが、最後に農林畜産課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再々質問にお答えします。

御質問の今年度中に森林経営管理制度推進のための全体計画作成についてでございますが、意向調査を含めて、森林経営管理制度の計画について答弁させていただきます。

山縣市はこの制度を活用して、森林整備を効率よく着実に進めるため、全域にわたって取り組む前にモデルケースとして実施し、その実証結果を踏まえた上で本格的に実施していく方針でございます。モデル地域である伊自良北部地域での意向調査を令和4年度に実施しておりまして、今年度その結果を林業事業者体に情報提供したところです。今後、モデル地域の森林整備を進めていくよう努めます。

また、意向調査を含む森林経営管理制度の計画が必要だと考えており、来年度以降にその実証結果を整理、検証し、本格実施に向けた計画を立案したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

一般質問の2日目につきましては、15日、明日の午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。

午後2時32分散会

令和5年12月15日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和5年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月15日(金曜日)

○議事日程 第4号 令和5年12月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	生涯学習 課長	藤根勝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 棚 橋 純 次 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、14日に引き続き、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位8番 松久 茂君。

○1番（松久 茂君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、線状降水帯等による豪雨災害対策について質問いたします。

9月20日の毎日新聞によれば、気象庁気象研究所などの研究チームらは、地球温暖化進むと国内の線状降水帯の発生1.6倍にと題して発表しました。また、チームは、現在の気候では起こり得ないような回数 of 線状降水帯が発生する可能性があるとして、防災など、温暖化の影響を軽減する適応策の重要性を指摘しています。

気象庁によると、線状降水帯とは、積乱雲が次々と発生し、長さ50から300キロ程度、幅20から50キロ程度の帯状に並び、同じ場所で数時間にわたり強い雨を降らせる現象を指すと言っております。豪雨災害は、線状降水帯の発生によってもたらされることが少なくなく、チームは1951年から2010年を基準に、温暖化によって、産業革命前より2度と4度上昇時の線状降水帯の発生回数をコンピューターでシミュレーションしました。結果は、従来は年平均23回だったのが、2度C上昇で31回、1.3倍、4度C上昇で38回、1.6倍となりました。4度C上昇では、多いときは60回、2.6倍以上発生する年もあったとも述べております。

以上の記事から、地球温暖化が進むと線状降水帯発生頻度は高くなり、洪水災害の危険度が高くなると考えられます。私は、過去の災害事例等を考慮して、事前のハード及びソフト対策が防災上の重要課題であると考えます。

さて、桜尾地区に目を向けますと、昭和51年9月、一般に言う安八豪雨ですが、ここで一級河川鳥羽川の氾濫により、鳥羽川沿川地区、富岡、桜尾が浸水しました。この災害は近年最大規模のものでありまして、桜尾の焼橋地区は床上浸水となり、自衛隊、消防団等によるボート避難が発生しました。

その後の山県市内での鳥羽川の災害防止対策としては、岐阜市境の柿畑橋上流付近か

ら桜尾地区の椎倉合流付近まで約2.6キロを事業区間としまして、計画規模5分の1年、将来的には20年ですが、の河川改修が実施されており、現在、富岡橋下流付近まで改修が進んでいます。鳥羽川改修事業の令和3年の再評価においては、その事業効果として、5分の1規模の出水により想定される富岡地区等の浸水区域は解消されるとも記述があります。

また、平成2年9月、台風19号豪雨災害においては、広報たかとみ11月号によれば、床上浸水34戸、床下75戸が発生し、泥海と化した桜尾地区、桜尾公民館の写真が掲載されております。また、赤尾5号地区の方に当時の話を聞きますと、一部の住宅床上浸水が発生した、地区内道路冠水10センチ程度あったかな、赤尾から伊佐美登都ケ洞方向を見ると水田部は全面浸水していたという報告があります。

さらに、最近では、令和5年8月、台風7号豪雨時に道路が一部冠水して運転が怖かったとか、桜尾クリーンセンター付近の鳥羽川は、堤防天端付近まで水位が上がり、今にも越水しかけていたという情報もありました。このような情報は最近増えてきたような気がします。

以上、昭和51年9月豪雨以降の主立った災害を見てきましたが、昭和51年9月豪雨規模以上は別途と考えるにしても、この赤尾・伊佐美地区において頻度が高い冠水等の災害について検討する必要があると考えます。

災害については、運であり仕方がないと思う方もあるかもしれませんが、被災者の身になって、二度と同じような体験をしたくないという思いを察し、ハード面の対策を考え、災害を少しでも減災することが重要であると考えます。

そこで、1点目の質問ですが、線状降水帯発生頻度が多くなり、洪水災害の危険度が高くなる中で、防災上の重要課題であるハード及びソフト対策について、防災担当課として今後どう対応していくべきかを理事兼総務課長にお伺いします。

また、2点目の質問といたしまして、地球温暖化による水害危険度が増加する中で、鳥羽川の富岡より上流の椎倉川合流点までの区間の河川改修についても、少しでも早く完成すべきと考えますが、建設課長の御意見を伺います。

さらに、3点目の質問といたしまして、桜尾地区の鳥羽川と椎倉川合流付近において発生する頻度が高い線状降水帯等に起因する冠水等の災害に対して、少しでも低減する減災の観点からのハード面の対策が必要と考えますが、建設課長のお考えをお伺いします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

平成26年8月の広島県で発生した集中豪雨から注目されるようになりました線状降水帯ですが、その定義などは議員御発言のとおりでございます。

その発生頻度が多くなり、洪水災害の危険度が高くなる中で、防災上、ハード、ソフト面の対策についてどう対応していくべきかという御質問についてお答えいたします。

防災担当課としては、山口市が取り組むべき課題は少なくないと認識しております。特にソフト面での対策は、洪水のみならず自然災害全般に対し、市民の皆様が自ら命を守るための行動に重要な影響を及ぼします。

その中でも、特に情報が重要と考えております。今、自分が住んでいる地域がどんな状況にあるか、正しい情報を迅速に入手することが大切です。例えば、洪水に関して申し上げますならば、河川の水位、降雨量、今後の気象予報など、正確な情報を入手することで、御自分の命を守る行動判断につながってまいります。

情報入手のための山口市のインフラ整備はおおむね完了していると考えております。防災無線をはじめ、山口市気象観測システムなどのシステム整備、ホームページにはハザードマップ、避難所一覧等も含めて、各種防災に関する情報を掲載いたしております。

独自の山口市気象観測システムでは、市内10か所の雨量や主な河川の水位に関する情報などを確認できるほか、岐阜県の総合防災ポータルや気象庁の気象情報にもリンクしております。

また、山口市情報配信サービスでは、防災情報や気象情報などを事前に登録された市民の皆様の携帯電話に瞬時にメールとして届けることが可能で、現在458名の方が登録されております。さらに、山口市情報配信サービスで発信された内容はホームページで確認できるほか、今年度新たに開始いたしました山口市の公式LINEとも連携いたしております。

各種ツールが充実いたしておりますけれども、使っていただかなくては情報を伝えることができません。登録者を増やし、より多くの市民の皆様に防災に関する情報を能動的に取得していただけるよう、周知に努めてまいりますので、議員におかれましても多くの方の登録に御協力いただきますようお願い申し上げます。

そのほかにも、ソフト面では、自主防災組織の充実、防災訓練、消防団員の確保、避難所の充実など、多くの課題がございますが、市民全員が安心して暮らしていただけるよう、気象災害等に対しては、早めの準備や情報発信に心がけ、防災・減災対策に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、鳥羽川の富岡橋より上流の椎倉川合流点までの区間の河川改修の早期完成についてでございますが、現在の鳥羽川河川改修は、平成26年に改訂された岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づき、段階的な整備として、短期、おおむね10年の整備目標である富岡橋までの区間で計画規模5分の1年の暫定改修が進められ、現在は河川改修に伴う富岡橋の架け替え工事が行われております。

しかし、昨今の局所的な大雨等のときには、鳥羽川未改修区間の上流部である桜尾地区では冠水等の被害が生じており、議員御質問のとおり、地球温暖化による水害危険度が増加していることを踏まえると、富岡橋より上流の椎倉川合流点までの区間においても早期に暫定改修を完了することが必要と考えております。

そのため、山県市として岐阜県に対し、改訂に向けた検討が進められております岐阜県新五流域総合治水対策プランにおける鳥羽川の次期短期整備目標区間を椎倉川合流点まで延伸することを一昨年度から継続して要望しており、さらに今年度は、鳥羽川改修促進期成同盟会からも同様の要望を行っていただくべく、準備を進めているところでございます。

御質問の3点目、桜尾地区で発生する頻度が高い冠水等の被害に対する減災の観点からのハード面の対策についてですが、局所的な大雨等により、桜尾地区の鳥羽川と椎倉川合流点付近において発生する冠水の災害は、降雨に伴う鳥羽川や椎倉川の水位上昇が地区内排水路の水位より高くなり排水不良を生じることが主要因と考えられ、それに対しては2点目の質問でお答えしたように、鳥羽川河川改修を椎倉川合流点まで完了することが効果的と考えますが、それにはまだ相当の時間を要するのが現状であります。

その合流点付近では、地形や河川条件を利用した電動転倒堰と手動水門の構造の頭首工がそれぞれの河川に設置されており、鳥羽川の東西に位置する2つの水利組合がそれらの河川の水を融通し合い、かんがい利用されています。

そうした中、近年の局所的な大雨の際には、さきに述べましたような河川と地区内排水路の水位差の状況によっては、水門の開閉状況により冠水を助長する可能性が懸念されるため、その水門管理が重要であり、変化する気象・河川状況に応じた臨機応変な水門操作が必要であります。

このような状況を踏まえ、頭首工を管理する農林畜産課において、河川及び頭首工の状況を遠方監視するカメラ設置及び水門を遠方操作する電動化の工事を現在施工中であり、これにより局地的な大雨等の際にも監視カメラで現場状況を把握しながら、迅速、的確な水門操作が可能となり、冠水等のリスク低減につながると考えております。

さらに、大雨後の冠水時間の短縮を目的とした地区内の排水路改修も一昨年度から継続して実施しており、1点目の御質問で理事兼総務課長がお答えしたようなソフト面の対策に加えて、このような冠水等の被害を少しでも低減する減災の観点でのハード面の対策を行うことで、地域住民の安心・安全な暮らしを守ることに繋げることができると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 松久 茂君。

○1番（松久 茂君） 結びとしまして、質問1と3では理事兼総務課長、建設課長から、ソフト面、ハード面について答弁をいただきました。それぞれの対策が相乗的に効果を発揮できるよう、関係各課が連携して取り組むことで、冠水等の際、被害を少しでも軽減し、地域住民が安心して暮らせることを望みます。

質問2においては、建設課長より答弁をいただきました。ここでは、富岡橋より上流の椎倉川合流点までの区間においても早期に暫定改良が完了するよう、協議くださるよう望みます。

以上で私の発言を終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で松久 茂君の一般質問を終わります。

通告順位9番 古川雅一君。

○6番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、中学生の服装について質問させていただきます。

12月6日の岐阜新聞に、高富中学校の生徒が制服について話し合いの場を設け、試験的に私服を試験導入したという記事が掲載されました。生徒たちが、制服の在り方について自ら積極的に話し合い、行動に移したことは非常に価値のあることだと思います。

学校制服はかつて、男子は詰め襟、女子はセーラー服が定番でしたが、近年は性別を問わずに着られるブレザータイプのジェンダーフリー制服への移行が進んでいます。

LGBTQ、性的少数者への配慮も当然必要ですが、LGBTQではなくても、中学校に入学するまでスカートをはいたことのない児童が中学生になった途端にスカートをはかなくてはいけないのが嫌だったという話も聞いています。また、動きやすさなど機能性を重視する考えも広がり、自分に合ったものを選べる制服がトレンドになってきています。

大手制服メーカーによると、ブレザーは男女共通のシルエットで、スラックス、スカートを性別に関係なく選べる学校が増えているといます。体形をカバーでき、温度調

整しやすいパーカーも人気で、これまでなかったハーフパンツも夏用の制服として登場しています。同メーカーの女子用スラックスを採用する学校、これは高校も含みますが、全国の累計で、2017年度末には約670校、2019年度末に約1,000校、2021年度末には約2,200校と、今までスカートのみだった女子生徒の制服にスラックスを導入する学校が増加しています。

全国の中学、高校の教員1,400人にアンケート調査をした結果、女子生徒用のスラックス制服の採用状況は、約7割の学校が採用しています。また、男子生徒のスカート制服の着用許可の状況は3割にも満たないとも回答しています。

冬場の登校時にはスカートの下にジャージ等をはいている生徒を見かけます。特にスカートでの自転車通学の寒さはかなりなことと思われ、健康被害も考えなくてはなりません。

時代の流れとともにLGBTQ等も考慮して、服装の在り方も考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

そこで、3点お伺いします。

1点目、現在の3中学校の登校時も含めた服装は。

2点目、現行の詰め襟学生服、セーラー服とブレザーのどちらかを選べるようにして、スラックス、スカートを選択できるようにしてはとありますが、見解は。

3点目、LGBTQの方への制服の対応は。

以上の3点を教育長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、3中学校の登下校を含めた服装についてでございますが、3中学校とも制服を基本としています。もちろん、天候や健康状態などに合わせて、体操服の利用や防寒着の着用を認めております。

御質問の2点目、制服の変更及び着用の選択についてですが、一般的には制服の指定及び着用については、各学校の校則や生活の決まりとして校長が定めます。市内3中学校の制服につきましては、現在の校名として開校して以来、変わっておりません。平成27年に高富中学校において、新たに夏服用半袖セーラー服が加わったことのみが追加変更点です。

議員御指摘のとおり、近年、説明できない校則という観点から、全国的に見ても制服変更の議論は少なくありません。市内3中学校においても、2年ほど前から生徒会が中心となった校則の改正が行われています。靴下の色や通学用の靴などは生徒の選択の幅

が広がっています。ポロシャツの導入や制服のブレザー化などの意見も出ていていると聞いています。

教育委員会としましては、これまでルールを守る側であった生徒が自分たちでルールをつくる側になって、多角的に物事を見て議論を進めるといった、この先の時代を生きていく上で極めて重要な経験を積んでいると考えます。

今後は、山県学園構想において1つの学校というコンセプトを打ち出していますので、3中学校の生徒たちが意見交流し、校則や服装の見直しなどについても、自分たちの問題として改善していくよいテーマであると考えます。あわせて、今年度中に中学校長会とも具体的に意見交換してまいります。

御質問の3点目、LGBTQの方への制服の対応についてですが、学校がLGBTQに限らず、個別の配慮事項については、本人や保護者の意向に沿って対応することが原則であり、学校も適切に対応していると認識しています。

議員の御提案にもありましたが、制服の選択制という方法は、生徒のストレスを減らし、お互いに多様性を受け入れていくという姿勢にもつながると考えます。今後の制服の議論の際の重要なファクターになると捉えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

通告順位10番 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を1件させていただきます。

清流会、会派代表質問とさせていただきます。

令和6年度予算に向けて、市長へお尋ねをいたします。

平成15年に2町1村が合併して誕生した山縣市は、今年で市政20周年という節目を迎えました。新型コロナウイルスによる影響が少しずつ緩和する中で、各所において市民の方々との協働で記念事業が開催され、市内が大いににぎわった1年、林市長の4期目の市政がスタートし、ここまで行政が一丸となってその取組に御尽力いただいたことと存じます。

清流会としましては、今年6月、令和5年第2回定例会において、4期目を迎えられる市長の重点施策についてお尋ねをいたしました。

包括的な子育て支援と女性の活躍については、多様な価値観を認め合い、女性活躍を含む全ての市民が活躍できる環境を整備していきたい、未来を見据えた力強く豊かなま

ちづくりにおいては、インター以北の国道256号バイパス整備による詳細設計に向けた準備、健康寿命の延伸と高齢者の活躍については、個々の職歴や特技を生かすことができるような多様な場での活躍を支援していく、新たな時代に向けたGX、DXの推進については、直接市民の利便性を高めるためのDX、本年度内定した環境省からの交付金を活用したGXの取組についてなどをお答えいただいております。

前回の第3回定例会では、令和4年度の決算認定を終え、総合計画をはじめとする各計画が本年度最終年度となるものもあり、次期計画策定に御尽力をいただいているところ、10月10日付で令和6年度当初予算編成方針が通達されました。

そこで、市政20周年の節目を迎え、新たなステージへと向かう次期計画、4期目の林市政の最初の予算編成となる来年度予算に向けて、基本的なお考えをお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

市政20周年を迎えました本市のまちづくりにつきましては、新たなステージに向け、現在策定中であります第3次の山縣市総合計画及び山縣市デジタル田園都市国家構想総合戦略とともに再スタートしていくわけですが、既に到来しております少子高齢化の中においても、各世代がおのこの役割を担い、多様性のある社会づくりに取り組むため、そして、持続可能なまちづくりを進めていくための道しるべとしての総合計画となるよう進めているところでございます。

そうした中におきまして、令和6年度の予算は、未来に向け持続可能なまちへと進んでいくため、4つの視点を重点事項に設定し、予算編成を進めていくこととしております。

それでは順に、各視点における考え方を述べさせていただきます。

最初1つ目のこどもと未来を結ぶ多様性のある社会の実現につきましては、こども家庭庁の設立から始まり、国の子供を取り巻く環境整備の強力な推進によりまして、子供の意思を尊重した子育て支援、この子育て支援の観点によります施策が重視されます。

山縣市においても、こどもサポートセンター及びこども家庭センターなどの設置及び保育園、児童発達支援等との連携によりまして、子供の個性を重視した支援を進め、また、子育て世代などへの若い世代をはじめ、各世帯及び性別等、それぞれの持つ特性、特徴がシームレスに受け込み、おのこの個性を発揮できる環境づくりを進めていく方針でございます。

2つ目の健康寿命の延伸と高齢者の活躍につきましては、先ほども触れましたとおり、既に到来しております少子高齢化、人口高齢化の中にあつて、高齢者の皆様に健康でいて

いただけることが、市といたしましても、持続可能な社会を構築する大きな要素となります。フレイル予防などの健康長寿を目指した施策を継続していくほか、その元気な高齢者の皆様が社会の重要なピースとして活躍をしていただくための支援事業を推進してまいります。

また、高齢化社会において重要となります家族、地域などの支援者が安心して暮らせるための施策も推進してまいります。

次に3つ目でございますが、未来を見据えた力強く豊かなまちづくりにつきましては、住みやすさの基準となります基盤整備、地域振興、地方創生などが中心となる事業となりますが、道路などのインフラ整備、企業誘致などを引き続き推進していくとともに、近年、発生頻度が増しております自然災害に対しましても、国土強靱化に向けた国のサポートを受けられるよう、時期を逸することなく活用し、あらゆる面におきまして機能不全に陥らず、市民の皆様が安心して生活を送っていただける事業を展開していきたいと考えております。

観光振興などにおきましては、国指定を目指し現在調査を進めております大桑城の文化資産の活用を進めていくとともに、そのほかの商工業・農林業資産等の現有資産につきましてもクローズアップした事業を展開し、山県市の存在感を高めることによりまして、市民が誇れるまちづくりを進めていく方針としております。

最後に、4つ目の社会の変革を好機に変えるGX、DXの推進につきましては、昨年、山県市カーボン・マイナス・シティ宣言及び脱炭素事業の計画を策定し、市民への脱炭素化への支援、公共施設における脱炭素化等をスタートしているところであり、今後、計画を基にした公共施設の省エネルギー化に向けた環境整備、環境改善などを推進していく方針といたしております。

また、DXにつきましては、業務の洗い出しによりまして、市役所業務の効率性及びサービスを向上させるためのツール開発を進めてきたところでございますが、今年度におきましては遠隔窓口支援、書かない窓口などのサービスを導入予定であり、来年度からはそれらのツールの有効活用、さらには利便性を高めることができるツールの導入を進め、併せて、それらの企画、運用を進めていく技術を持つ人材育成も強化していきたいと考えております。

ただいま申し上げましたこの4つの視点はどれも重要であり、それぞれが絡み合うことで施策の相乗効果を高めることができると考えております。

令和6年度は、未来に向け持続可能な力強い地域社会の構築をするための新たな一歩の年と考えておりまして、限られた財源の中ではありますが、全職員が一丸となりまし

て、アイデアを出し合い、編成作業を行っていくとともに、引き続き、議員各位の御支援をいただき、市民の皆様が将来にわたって安心して生活できるまち、そして多くの人が山口市に住んでみたいと感じていただくための予算編成としようと、今、考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

ただいま市長の御答弁より、令和6年度の予算は、未来に向け持続可能なまちへと進んでいく、そのための4つの重点事項について御答弁をいただきました。

再質問を4点させていただきます。

まず初めに、こどもと未来を結ぶ多様性のある社会実現について、3点お尋ねをいたします。

こども家庭庁の設立から始まり、国の子供を取り巻く環境整備の強力な推進により、子供の意思を尊重した、子育ての観点による施策が重視される、山口市においても、こどもサポートセンター、こども家庭センターなどの設置及び保育園、児童発達支援等の連携により、子供の個性を重視した支援を進められるとのことでした。

質問1点目です。

小学校入学後に、対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に課題を抱えることの多い発達障害は、不登校、心身症などの2次障害を示しやすいと指摘されています。国は、1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とし、本年度補正予算を計上しました。実施主体は市町村、補助率は、国が2分の1、市町村が2分の1です。来年度予算に向けた山口市のお考えはどのようでしょうか。

2点目です。

子育て支援日本一を目指し、これまで山口市が行ってきた施策についても、他の市町村にはない魅力的な取組が進められてきました。ゼロ歳からの保育料の無償化、小中学校の給食費の無償化についても、子育て世帯への経済的な支援になることは間違いありませんが、子供一人一人の育ちをまち全体で支えるという姿勢を示した施策であったことと思います。そしてこれからは、それを表すワードとして、子育て支援という観点を重視、各施策を進められていかれるとのことでした。

こども家庭庁が設立する際にもそのネーミングには議論がなされ、子供の子を平仮名にすることにその思いが込められたとお聞きしております。現状の子育て支援課という

担当課名もそれが伝わるようなものにされてはいかがとありますが、お考えはいかがでしょうか。

3点目です。

こどもサポートセンター、こども家庭センターなどの設置及び保育園、児童発達支援等との連携、個を尊重した支援、また、子供たちが個性と能力を発揮できる取組をより一層進めていくためには、その支援に従事する側の体制も整備していかなければなりません。今後、ますます増えるであろう担当課の業務内容や、業務量に見合った専門的な人材や人員配置が必要になるかとありますが、お考えはどのようでしょうか。

4点目です。

御答弁の最後に、令和6年度は、未来に向け持続可能な力強い地域社会を構築するための新たな1年とのお考えをお答えいただきました。

この4年ほどの間、新型コロナウイルスの影響により、各地域で市民の皆さんに御尽力いただいていた行事や活動は、開催を断念せざるを得なくなったものもありました。人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化により、地域が抱える課題も異なりますが、そういった市民の皆さんの活動に対する支援はどのようにお考えでしょうか。

以上、市長のお考えをお聞きいたしまして、質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

御質問の1点目、国の補正予算に計上された1か月児及び5歳児に対する健康診査における市の対応、考えについてでございますが、1か月児健診、5歳児健診につきましてはそれぞれが有効と考えておりますので、医療機関における対応、また、岐阜県の事務的支援など、各関係機関との体制が整備された後の支援の検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問2点目でございます。

子育て支援課という担当課名を重点施策としていく子育て応援の支援策が伝わるようなものに変えてはどうかについてでございますが、課名を変更する予定はございませんが、これからは教育委員会との連携を深めながら、子供の個性に寄り添い、健全な成長を促すための施策を推進していこうと考えております。

次に3点目でございます。

子供の個を尊重した支援を進めていくための支援体制の整備についてでございますが、既に本年度よりプレオープンしておりますこどもサポートセンターと、来年度開設予定のこども家庭センターの機能を合わせながら、この両センターが同一の施設にあるとい

うことを最大のメリットと捉え、子供の個に応じた支援体制を構築していくことを考えております。

御質問4点目でございます。

コロナで停滞した市民活動に対する支援についてでございますが、御指摘のとおり、コロナ禍におきましては、外出の自粛、生活様式の変容等もあり、市民生活への参加機会の減少など、市民活動に大きな影響が生じておりました。5類移行後の現在では、今までの休止していました事業等を、再開によりまして参加機会も増え、市民活動もコロナ前に戻りつつあると感じているところであります。

既に少子高齢化の中にあります現状にあって、持続可能なまちを目指していくためには、今までの支援をどう変化させていくべきかを慎重に見極めて、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦勞さまでした。

以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

〔「議長、暫時休憩していただきたい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 暫時休憩。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

どこまでいったか分かりませんが、これで本日予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

19日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。

午前10時44分散会

令和5年12月19日

山口市議会定例会会議録

(第 5 号)

山県市議会定例会会議録

第5号 12月19日(火曜日)

○議事日程 第5号 令和5年12月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

議第79号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

議第81号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議第84号 山県市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議第85号 令和5年度山県市一般会計補正予算(第7号)

議第86号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第87号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第88号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)

議第89号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算(第3号)

議第90号 工事請負契約の締結について

議第91号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第92号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第93号 令和5年度山県市一般会計補正予算(第8号)

議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第78号 山県市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

議第79号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

- 議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 工事請負契約の締結について
- 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）
- 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第3 討 論

- 議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 工事請負契約の締結について
- 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）
- 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第4 採 決

- 議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 工事請負契約の締結について
- 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）

- 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第5 発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 日程第6 質 疑
発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 日程第7 討 論
発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 日程第8 採 決
発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 日程第9 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 工事請負契約の締結について
- 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について

議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）

議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について

議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）

議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）

議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）

議第90号 工事請負契約の締結について

議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について

議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）

議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第3 討 論

議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について

議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 工事請負契約の締結について
- 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）
- 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第4 採 決
- 議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
 議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）
 議第90号 工事請負契約の締結について
 議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
 議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）
 議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について
 日程第5 発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
 日程第6 質 疑
 発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
 日程第7 討 論
 発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
 日程第8 採 決
 発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
 日程第9 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松久茂君 | 2番 | 田中辰典君 |
| 3番 | 奥田真也君 | 4番 | 寺町祥江君 |
| 5番 | 加藤裕章君 | 6番 | 古川雅一君 |
| 7番 | 加藤義信君 | 8番 | 郷明夫君 |
| 9番 | 操知子君 | 10番 | 福井一徳君 |
| 11番 | 山崎通君 | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------|-------|-------------|--------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 久保田裕司君 |
| 教育長 | 服部和也君 | 理事兼
総務課長 | 谷村政彦君 |
| 企画財政
課長 | 丹羽竜之君 | 税務課長 | 安達俊樹君 |

市民環境課長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課長	森正和君	子育て支援課長	山田佐知子君
農林畜産課長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課長	森川勝介君
生涯学習課長	藤根勝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男君	書記	棚橋純次君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（山崎 通君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 田中辰典君。

○総務産業建設常任委員会委員長（田中辰典君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月8日午前10時より開催し、審査を付託されました議第78号から議第80号、議第83号、議第85号、議第90号及び議第94号までの所管に属する条例案件4件、補正予算案件1件、その他案件2件の7議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第94号 工事請負契約の変更契約の締結については、契約を変更するのは法に抵触しないのか。どのような経緯で契約を変更したのか。見積り積算は間違っていなかったのか。平成29年に積算したのではないか。落札率99.9%についてどう考えるのか。議決を採れたら追加の予算を出すことができるのか。建物の不可視部分の把握をするため、今後の対策として事前調査を行えないのか。美山支所の建設時の図面などから地下部分について分からなかったのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第78号から議第80号、議第83号、議第85号、議第90号及び議第94号までの7議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 奥田真也君。

○厚生文教常任委員会委員長（奥田真也君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月11日午前10時から開催し、審査を付託されました議第81号、議第82号、議第84号から議第89号及び議第91号から議第93号までの11議案の所管に属する条例案件5件、補正予算案件6件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑においては、議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特別利用教育を提供する施設に限ると変更されているが、どういうことか。議第82号 山口市放課後児

童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、資格緩和をすることによって、放課後児童支援員の確保につながるのか。放課後児童支援員の現在の確保状況は。議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）（厚生文教関係）では、民生費、児童福祉総務費、施設型給付費等負担金において、保育園ごとにおける未満児の入所状況は。議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）（厚生文教関係）では、民生費、社会福祉総務費、低所得世帯支援給付金給付（追加給付）において、さきに令和5年度山口市電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金にて支給した同じ世帯が対象となるのか。支給方法と支給の時期については。

採決の結果、付託された議第81号、議第82号、議第84号から議第89号及び議第91号から議第93号までの11議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦勞さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 日程第3、討論。

これより議第78号から議第94号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、反対討論を2つ行いたいと思います。

まず、1点目、議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について。

本会議の質疑で、一般職の任期付職員という制度を山口市に取り入れる現時点での必要性和緊急性はどこにあるか尋ねましたが、人事の多様化のために制度化をしておく、また、採用の場合も、多人数は想定していない、今すぐに採用の想定はしていないとのことでした。

第2条の1項に、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者と規定される特定任期付職員は、給与表によれば、1号給が年間総支給額627万円、2号給が705万円、3号給が約787万、4号給が889万、5号級が1,015万となり、かなり高額な給与になる。採用は、所属長から副市長、市長の決裁にて採用するとのことだったが、高度の専門的な知識経験、また、優れた識見を有する者の採用の評価は相対的な評価にならざるを得ない。

このような雇用の想定になる人は、企業や地方公共団体職員などの定年者を想定しているのか、もしくは企業からの出向などが想定されているのか、その問いには、医師や弁護士などがありという、総務省の例示のケースが説明されました。弁護士であれば、顧問弁護士に必要な経費を支払って仕事の依頼もできる、システム開発にしても、専門事業者と契約すればできる。

今回の説明では、場合によれば定年延長に伴う再雇用職員を任期付職員に充てることも可能性としてはあり得る。定年延長の中でこのような運用は避けるべきであると考えます。

第7条の4項、5項にある特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には業績手当を支給できるとある。その額は市の規則で定めるとある。顕著な業績の評価基準はどのような内容か、誰が評価を決定するのか、また、市の規則で額を決定するとなっているが、どの程度の金額を想定しているのかとの問いには、1か月を上限とするが、詳細については今後検討されるようである。

情報化の進展など、専門分野の人材育成が求められる時代に、必要な人材要件を明確にし、正規職員を採用して、中長期の視点から必要な教育研修を行いながら、外部の知見を活用できる職員の専門性を磨くことを通じ、外部コンサルタントなどの活用できる人材の育成こそ、中長期の人事戦略の要になるというふうに思います。

そのような観点から、人事戦略上の視点から、任期付職員の採用を前提とする条例制定には反対いたします。

次、2点目、議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について。

この件に関しては、総務産業建設委員会の議論の推移を傍聴いたしました。

以下に触れると、社会情勢の著しい変化の中、今回の金額が、解体工事費の総額3億

2,000万円に対して300万円という額で、1%相当の額である。本来ならば、工事費総額の見積り、契約書、予算書の中に予備費をつけておく範囲ではないか。著しい変化というのは数か月単位ではない。また、入札金額の基になる積算見積りは、いつ誰とどこで積算を行ったのかとの問いには、積算そのものは、令和4年11月30日に、葵設計に依頼をかけたとのことだった。

設計と施工管理がこの会社であると、私が考えるには、本来的には3億2,000万という高額な解体工事の場合は、ルールとして、複数積算見積りが前提で入札金額を設定するのではないかと、そうすれば、今回の追加工事の見積りもできる可能性が高いのではないかと。

法に接していないかとの問いには、契約約款の中に、数量変更があれば変更申請をしてとの説明があった。また、今回の積算の際に、擁壁は自立しているもの、地中、はりど溶接されており、当初の図面では地下と連結されているのは分からなかった、解体の予定ではなかったところを解体した。判断は、山県市のほうで解体すると判断したとの説明であった。

契約約款の第18条1項4から5号に、施工条件と現場が不一致、仕様書との違いの場合、市が試掘調査もせず調査も指示していないので追加工事が必要になり、変更議決をすることを前提に協議書をつくり、工事を行い、その後、変更契約の手続を取るために今回の提案になっているとのことだった。

以上が、おおむね傍聴した委員会の質疑でありました。

国土交通省は、公共工事の場合は公共工事標準仕様書を定めています。今回の解体工事の場合、建築物解体工事共通仕様書、略して解体共通仕様書が詳細に決められています。これが中身です。

国土交通省の令和4年度版では、第1章から第7章までの31ページにわたる仕様書が決められております。そして、中を全部読んだのですが、第3章、解体施工には、第1節から第13節まで詳細な項目があります。第12節には地下埋設物及び埋設配管、第13節には解体後の整地、第12節には特記による分別解体が指示されており、解体順序、方法が書かれ、分別解体、破碎解体、転倒解体、部材解体などに分かれ、自立状態については、柱、壁等が、他の架構、壁等から切り離され、自立した状態との説明書きもある。建築物がある場合、本来擁壁が自立状態とは考えにくい、解体の設計専門に関わる会社であれば、そのことは経験則の範囲ではないかと。

今回の解体工事には、設計料が1,089万円、施工管理を500万円で契約をしているが、解体共通仕様書に従えば、市が試掘調査もせず、調査も指示もしていないからとしても、柱、壁等が他の架構、壁等から切り離され、自立した状態ではないことは、本来予測可

能な範囲と考えられる。

したがって、この設計書の内容による追加工事については認め難いので、議第94号 工事請負契約の変更契約の締結については反対をいたします。

以上です。

○議長（山崎 通君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第78号 山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 山口市監査委員条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第80号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。御着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第81号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第84号 山口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第86号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第88号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第90号 工事請負契約の締結について、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第91号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第92号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第93号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第8号）、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第94号 工事請負契約の変更契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山崎 通君） ありがとうございました。御着席ください。

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

○議長（山崎 通君） 日程第5、発議第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 田中辰典君。

○総務産業建設常任委員会委員長（田中辰典君） 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

それでは、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書に対する趣旨説明をいたします。

我が国の森林は国土の7割を占め、温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているのが現状である。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、天然林を含め、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

本市は、面積の約8割強を森林が占めており、こうした様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成、担い手確保といった取組を今後、本格化させていく必要があるが、

今の譲与基準のままでは、多くの森林面積を抱える市町村において森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国におかれては、森林面積の広い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境譲与税の算定基準の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

多くの皆様の御賛同をいただけるよう、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第6、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託はされません。

日程第7 討論

○議長（山崎 通君） 日程第7、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（山崎 通君） 日程第8、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

日程第9 議員の派遣について

○議長（山崎 通君） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び山県市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和5年山県市議会第4回定例会を閉会いたします。

午前10時31分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 山 崎 通

8 番 議 員 郷 明 夫

9 番 議 員 操 知 子